

はと その
鳩 菌 (東霧島神社) 遺 跡

東霧島第4砂防ダム建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

1994.3

宮崎県教育委員会

はと その
鳩 蘭 (東霧島神社) 遺 跡

東霧島第4砂防ダム建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

1994.3

宮崎県教育委員会

序

日頃から埋蔵文化財の保護・活用に対し深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

宮崎県教育委員会では、建設省宮崎工事事務所の依頼により、平成4年度、東霧島第4砂防ダム建設に伴う管理用道路建設予定地内に所在する鳩蘭（東霧島）遺跡の発掘調査を実施いたしました。調査地は、現東霧島神社境内内にあります。調査の結果、2か所の中世の祭祀遺構が検出されていますが、これは東霧島神社との関連が推定されるなど貴重な成果が得られました。

今回の調査結果が、学術資料として、また、社会教育・学校教育等の中でご活用いただければ幸いです。

なお、調査に際し、建設省宮崎工事事務所をはじめ高崎町教育委員会ならびに東霧島神社の方々のご協力に対し心から感謝申し上げます。

平成6年3月

宮崎県教育委員会

教育長 高山 義孝

例 言

- 1 本書は、建設省宮崎工事事務所の依頼により東霧島第4砂防ダム建設に伴い発掘調査を実施した鳩蘭（東霧島神社）遺跡の報告である。
- 2 本報告書で使用した遺構等の実測図は、面高哲郎、大盛裕子、高崎町教育委員会社会教育課主事山崎薫氏が作成した。
- 3 遺物・図面の整理は、埋蔵文化財センターで行い、遺物の実測・拓本等については整理補助員の協力を得てこれを行った。
- 4 本報告書で使用した写真は、大半は面高の撮影したものであるが、鏡については、奈良国立文化財研究所牛嶋茂氏が撮影したものを使用している。
- 5 出土遺物の中で常滑壺については愛知県文化財課赤羽一郎氏、常滑市民俗資料館中野晴久氏、和鏡については奈良国立文化財研究所の杉山洋氏、玉の材質については奈良国立文化財研究所藤原調査部肥塚隆保氏にそれぞれ教示を得た。
- 6 本書の執筆は、東憲章が担当した出土遺物常滑壺のほかは、面高が担当した。
- 7 東霧島神社の沿革の執筆については、高崎町在住の県文化財保護指導員黒木昭三氏に依頼した。
- 8 本書で使用した方位は、すべて磁北である。
- 9 出土遺物及び調査記録等は、宮崎県総合博物館埋蔵文化財センターに収蔵している。

本文目次

| | | |
|-----|-------------------|------------------|
| I | はじめに | 1 |
| | 第1節 遺跡の位置 | 1 |
| | 第2節 調査に至る経緯 | 2 |
| II | 調査の記録 | 4 |
| | 第1節 調査の概要 | 4 |
| | 第2節 土層 | 4 |
| | 第3節 遺構・遺物 | 5 |
| | 1 配石遺構1号 | 5 |
| | 2 配石遺構2号 | 8 |
| | 3 その他遺物 | 11 |
| III | まとめにかえて | 11 |
| 付論 | | |
| | 東霧島寺社の沿革 | 宮崎県文化財保護指導員黒木昭三氏 |

挿図目次

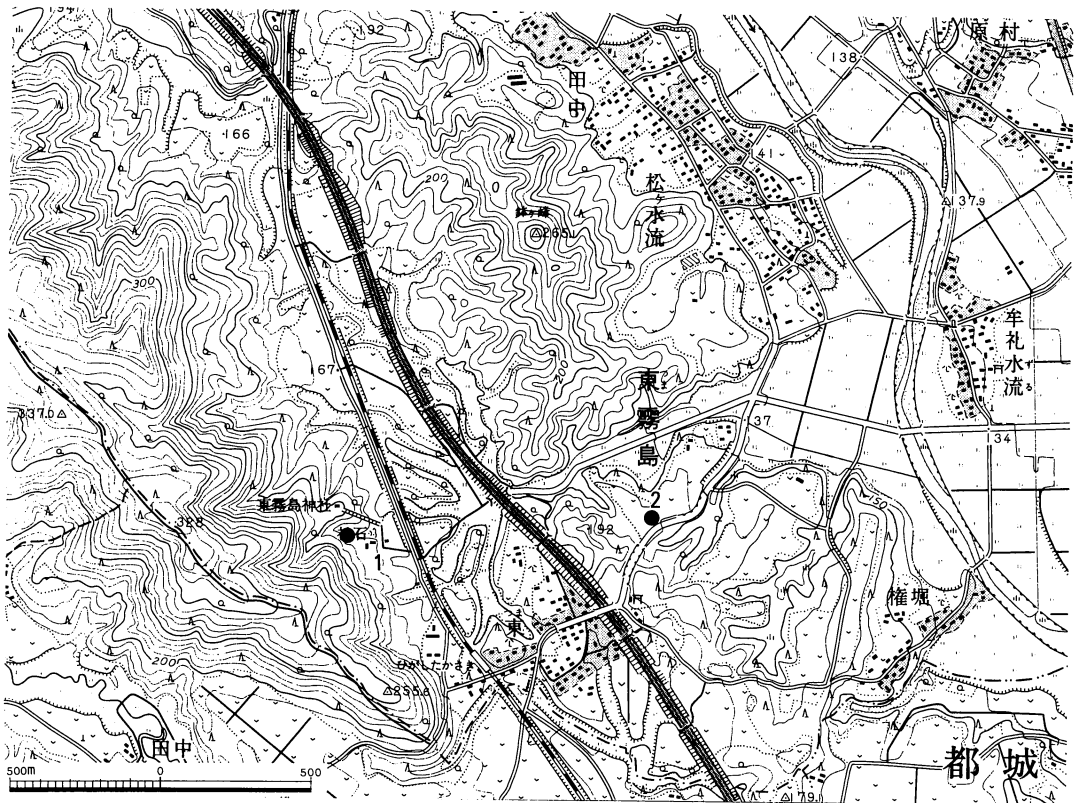
| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1図 | 遺跡の位置 | 1 |
| 第2図 | 地形図と調査対象地 | 3 |
| 第3図 | 遺構分布図 | 4 |
| 第4図 | 配石遺構1号実測図 | 6 |
| 第5図 | 配石遺構1号出土遺物及びその他出土遺物実測図 | 7 |
| 第6図 | 配石遺構2号実測図 | 9 |
| 第7図 | 配石遺構2号出土遺物実測図 | 10 |

I はじめに

第1節 遺跡の位置 (第1図)

霧島連山斜面には、河川により浸蝕された開析谷が放射状に走り、麓には、丘陵や細長くのびる台地等が発達している。鳩蘭（東霧島神社）遺跡は、霧島連山の北東麓に形成された丘陵の北面する緩斜面に立地し、遺跡は大半が東霧島神社の境内に含まれる。東霧島神社の本殿は、南東にのびる丘陵端の北に小谷があるため独立丘陵の観を呈する位置に所在している。高崎町教育委員会の分布調査では、独立状丘陵南斜面で土師器片が採集されている。

遺跡の立地する丘陵の西には木ノ内川が、東に高崎川を南流している。また、遺跡の東には台地状地形が発達しており、台地上には多くの遺跡が所在している。平安時代の越州窯青磁碗、須恵質蔵骨器、土師器坏等が出土した政所第2遺跡は、遺跡の東1kmに位置する。また、遺跡周辺には平安から中世にかけての掘立柱建物跡群やかまどが検出されている下原遺跡など多数の中世の遺跡が所在している。



1. 鳩蘭遺跡調査地

2. 政所第2遺跡青磁出土地

第1図 遺跡の位置

第2節 調査に至る経緯（第2図）

建設省宮崎工事事務所では、霧島連山の治山事業の一つとして土石流危険地帯等の各所に砂防ダムの建設事業等を進めている。東霧島神社本殿の南下には、以前砂防ダムが建設されていたが、機能を果たさなくなったため砂防ダムを平成4年度作り替えることになった。工事予定地は、町教育委員会が作成した遺跡地図の範囲内に含まれたので工事概要の把握と遺跡の保存等について協議を行った。工事は、ダム建設と工用道路建設が予定されていた。ダム本体の部分では、遺構等が存在は地形上予想されなかったが、工用道路は、遺構等が存在する可能性のある尾根上の緩斜面や段丘状の平坦地を通過予定であった。東霧島神社の本殿が所在する丘陵の南斜面では土師器片が採集されており、道路予定地が地形上遺構等が存在する可能性が高いと判断されたので、試掘調査を平成4年6月1・2日実施した。

試掘調査は、尾根上の緩斜面中央に1.5m×3mのトレンチを1か所、段丘状の平坦部には幅1mほどのトレンチを3か所設定した。その結果、尾根上では土器等の遺物はまったく出土せず、また、段丘状の平坦部についても新しい時期の造成地と判断された。しかしながら緩斜面については、神社に伴う祭祀遺構の存在も予想されたので、工事施工にあたっては工事立会で対応することとした。

工事は、平成4年10月上旬に高崎町教育委員会文化財担当山崎薫主事の立会の中で着手された。掘削は、尾根上の緩傾斜から実施され、緩斜面東縁で中世の和鏡と共に人頭の河原石が出土し、当地に中世の遺構が存在することが確認された。ただちに工事は中断され、同時に町教育委員会から文化課へ発見の旨が連絡があったので、現地において建設省宮崎工事事務所・文化課・町教育委員会の3者において遺構等の取扱いについて協議を行った。協議の結果、発見遺構が取付道路の中央部に位置し迂回等が困難であるため30㎡ほどを調査対象として記録保存の措置を取ることになった。工事については、遺構及び調査実施にあたって影響のない部分については継続することとした。発掘調査は、県教育委員会が建設省の協力を得ながら実施することになった。調査は、10月19日から28日まで実施した。調査の組織は次のとおりである。

調査主体 宮崎県教育委員会

教育長 高山 義孝

教育次長 安田 天祥 宮路 幸雄

文化課長 甲斐 教雄

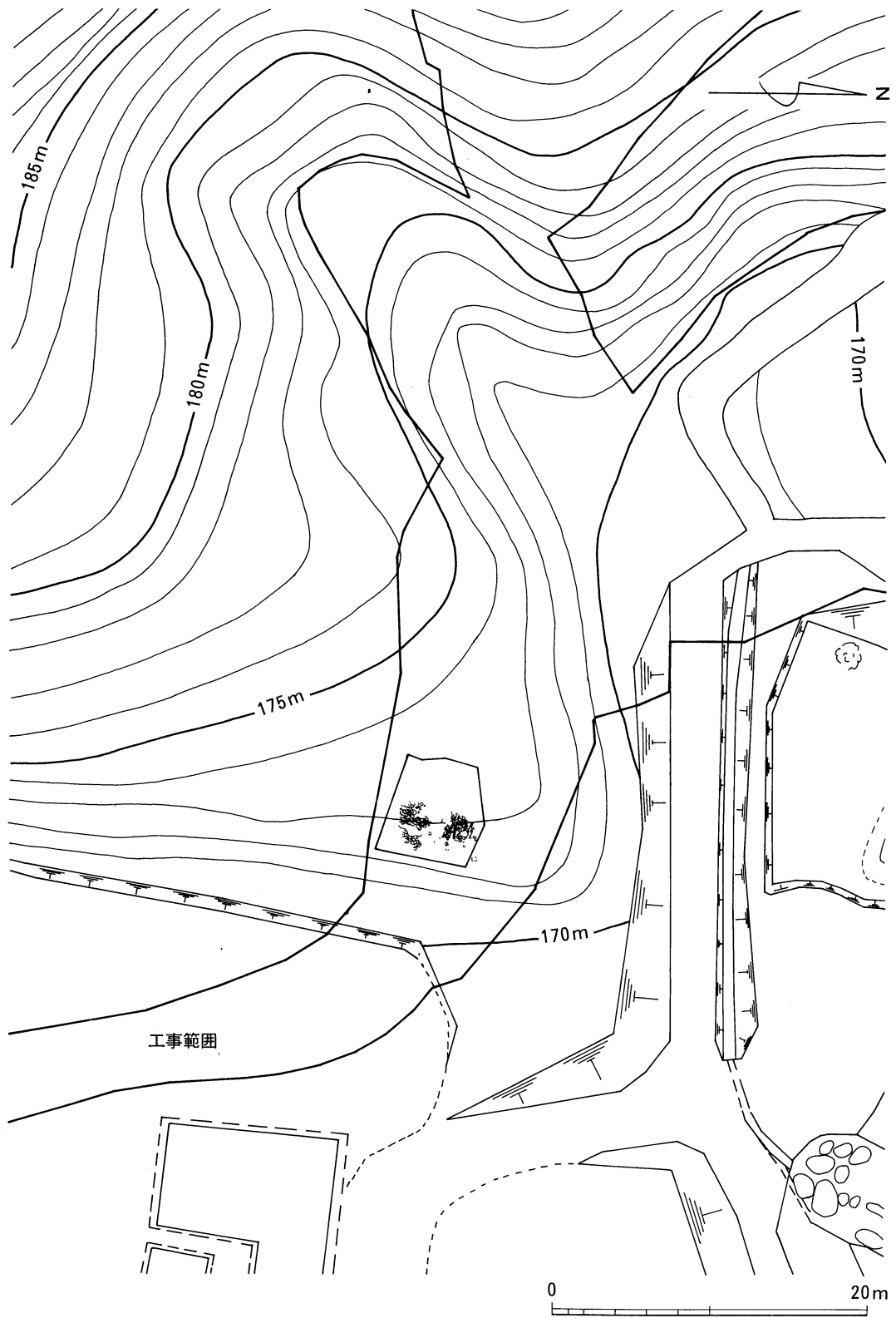
庶務係長 税田 輝彦

庶務担当 巻 庄次郎 村上 悦子

埋蔵文化財係長 岩永 哲夫

調査担当 面高 哲郎

調査協力 高崎町教育委員会 建設省宮崎工事事務所



第2図 地形図及び調査対象地

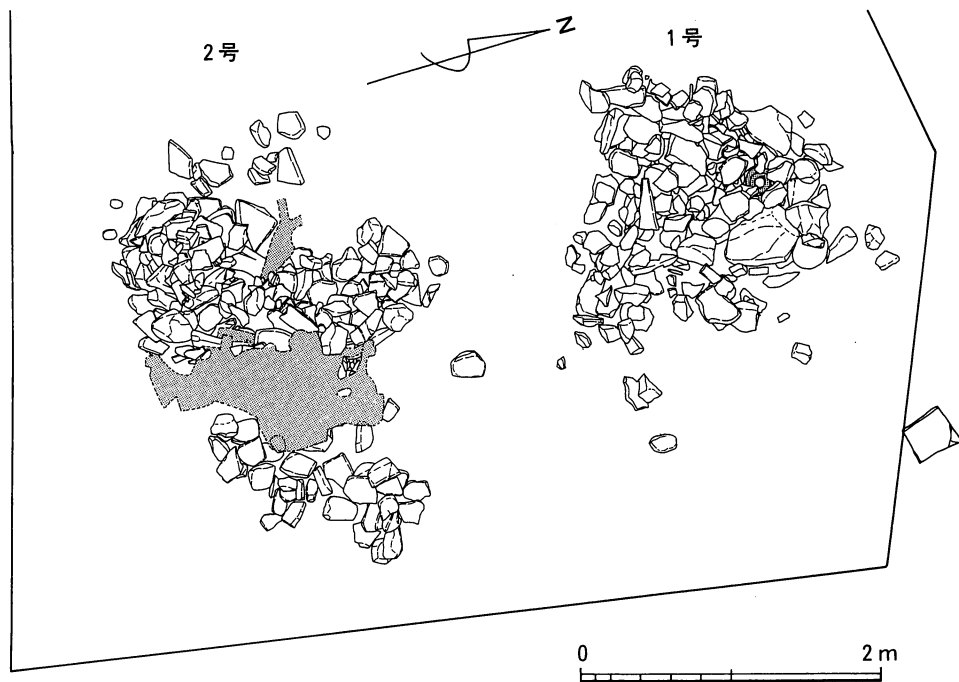
II 調査の記録

第1節 調査の概要 (第3図)

調査対象としたのは、丘陵から北へ舌状に張り出した尾根で上部は僅かながらの平坦状を呈している緩斜面30㎡ほどである。尾根の北端については河原石がほとんど認められなかったので調査から除外している。和鏡・河原石の出土した地点を中心として表土を除去したところ、和鏡出土部分とその南2.5m尾根の傾斜が急となりはじめる東縁付近で新たに1か所の計2か所の配石遺構が検出された。配石遺構については、和鏡出土部分を1号、新たに発見された配石遺構を2号としている。配石遺構1号からの出土遺物は、和鏡(1)、常滑壺(1)、土師器坏、土器片である。配石遺構2号からの出土遺物は、和鏡(1)、渡来銭、袋状遺物(2)、ガラス玉(2)、小刀が出土している。配石遺構外では、五輪塔の地輪と思われる方形の軽石製品が2点出土したのみである。渡来銭は、唐代の開元通寶(713~741)を最古にして、宗代の慶元通寶(1195~1199)を新としてその間の銅銭47枚ほどが出土している。検出された遺構は出土遺物等から13世紀後半から14世紀代の時期と推定され、東霧島神社に関連があるものと推定される。

第2節 土層

調査地の基本土層は、第I層表土で高原スコリアを含む(27cm)、第II層御池ボラを含むにぶい褐色土で締まりはない(45cm)、第III層御池ボラを含み下層ほどその量が多くなる黄褐色土(10cm)、第IV層御池ボラで1mほど堆積している。配石遺構は第II層中で築かれている。



第3図 遺構分布図

第3節 遺構・遺物

1 配石遺構1号(第4・5図)

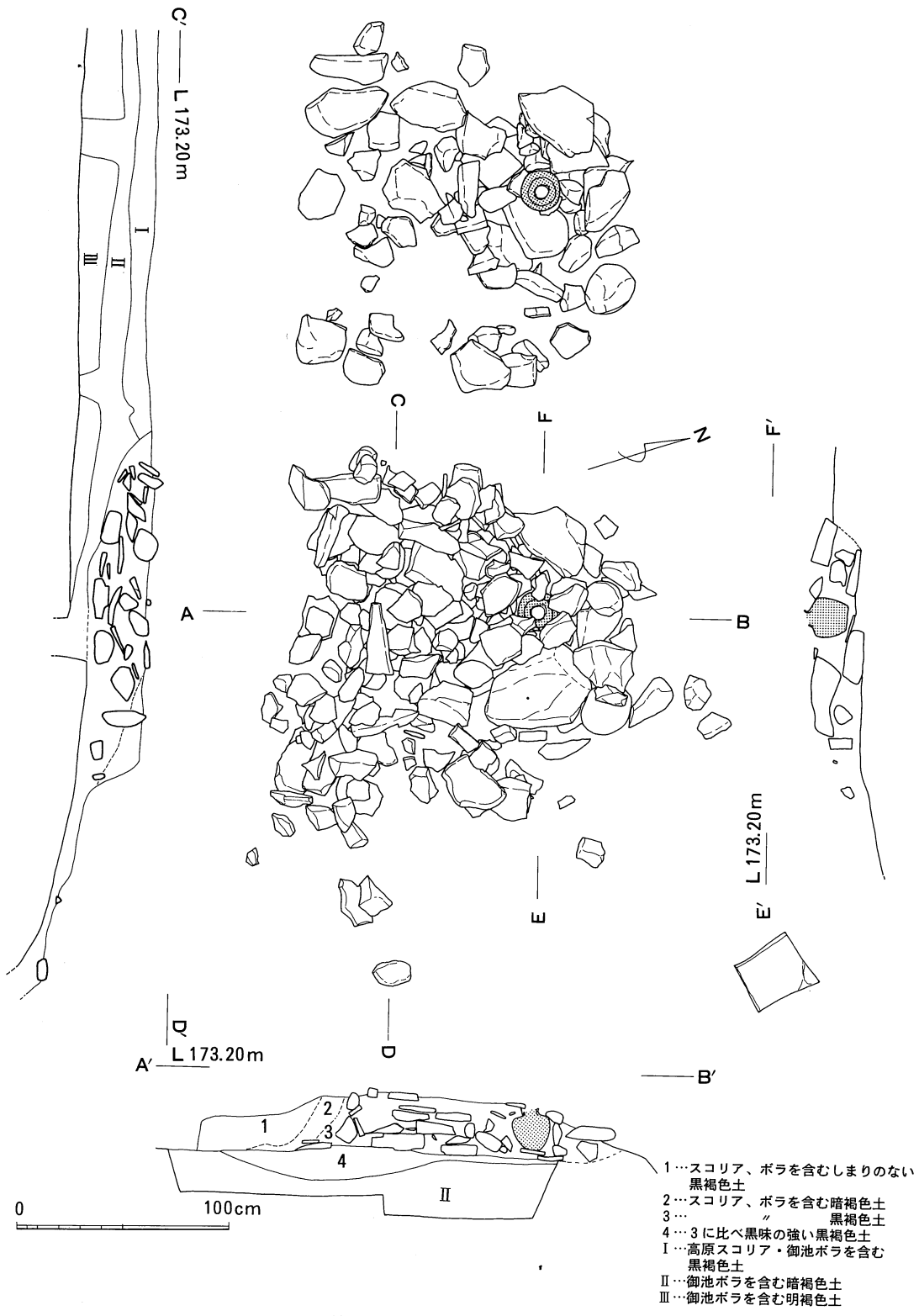
1号は、工事中の舌状の緩斜面東縁付近で鏡等の発見により確認されたものである。確認時の配石は人頭大から拳大の石が台形状を集積し、左上辺で直立する壺が認められた。使用された石は、人頭大から拳大の砂岩である。人頭大の石或いは底面付近と思われる石を残しつつ、上部の石を除去したところ人頭大石で160cm×130cmの長方形の縁取りが認められた。その内部は直立する壺の周辺の底面がとくに丁寧な配石である。石の配石状況や断面等の観察から遺構は、まず長方形に掘り窪めた後人頭大の石で縁取りし、壺を置く底面に配石をして壺を直立させている。壺の周囲を石で固定し、その後縁取りした内部に石を水平に置くことを基本として積み重ね、さらにその上に土を盛っていた可能性がある。確認された石積の高さは約30cmであるが、本来はもっと高く、確認時に台形状を呈していたのはそれが崩落していたためかと考えられる。とくに東辺の斜面に近い方が最も崩落している。

検出時には壺は無蓋であったが、近くで発見された和鏡が蓋であったと推定される。和鏡は発見時の重機による変形やその際の破損と考えられる口縁部の状況、また壺内の土は底に1cm程が入っていたのみで、他は発見時に流入したものであることから首肯される。壺内には土師器皿片が2点はいっていたが、他は土のみであった。

遺物は、その他配石の間で土師器皿片が数点出土し、また、東1mで五輪塔の地輪と推定される正形状の軽石製品が出土している。

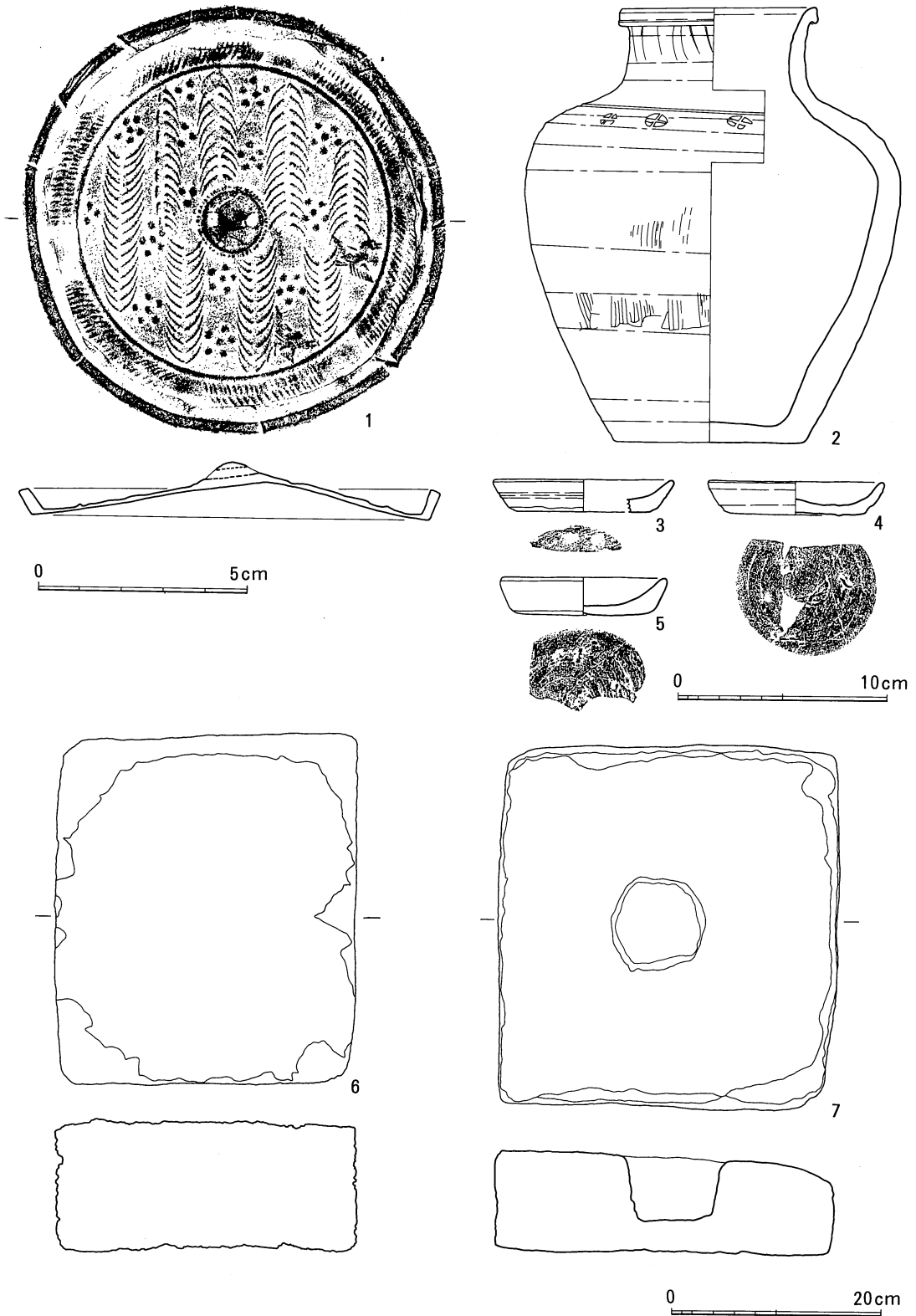
常滑壺：口径9.1cm、器高21.0cm、底径9.0cm。口縁部は外への折り返し口縁で、肩部に一条の沈線、径約1cmと小型の十文字丸形押印が見られる。輪積みした粘土紐をヘラ状工具で縦に削り上げた後、回転ヘラ削りにて整(成)形しており典型的な常滑焼の技法である。底部は糸切りの後粗くナデており、その際逆さに立てた胴最下部に2周程回転削りを施しており砂粒が逆方向(左から右)に動いている。押印部から右に約120度の位置を中心に若干の釉化が見られ、この部分がいわゆる「火表」と思われる。他の部位は焼成温度が上がらず全体に酸化状態であるが、焼成状態は堅緻であり製品として流通するには問題のない出来である。肩部に一条の沈線と小型の押印を持つものは、愛知県知多郡阿久比町上芳池古窯址群1～3号窯灰原出土遺物に類例が見られる。生産地としては、知多半島北部域の窯が考えられ、13世紀後半の年代観が与えられる。宮崎県内出土のものでは、宮崎学園都市遺跡群・平畑遺跡X XVI出土の壺が一回り大きくなるが近似している。

萩山吹双鳥鏡：常滑壺の蓋として使用されていたと推定される鏡である。鈕は、菊文鈕座を呈す。内区には鈕を中心に上下に萩か藤の房と推定される植物を、その間に山吹を配している。右下には頭を同じ方向に向ける雀が2羽見られる。外区には2段の櫛歯文が1cmほど間をもって6か所にあり、櫛歯文の方向は3か所が平行、また、3か所で向かい合っており、対を成すものが



- 1…スコリア、ボラを含むしまりのない黒褐色土
- 2…スコリア、ボラを含む暗褐色土
- 3… “ “ 黒褐色土
- 4…3 に比べ黒味の強い黒褐色土
- I…高原スコリア・御池ボラを含む黒褐色土
- II…御池ボラを含む暗褐色土
- III…御池ボラを含む明褐色土

第4図 配石遺構1号実測図



第5図 配石遺構1号出土遺物及びその他出土遺物実測図

3か所に配置されているとも見とれる。縁はほぼ直角に立ち上がっている。色調は、全体にやや緑がかり、錆等はほとんど見られず、保存状態は極めて良い。鏡の計測値は次のとおりである。面径9.74cm、鏡背径9.86cm、厚さ約0.8mm、縁幅2.9mm、縁高6.7mm、内区径7.41cm、界圏幅1.6mm、鈕径1.75cm、鈕高5.5mm、重量77.9g。

土師器皿：土師器皿は、常滑壺内及び配石遺構内で出土し、いずれも底部はヘラ切りである。3は壺内から出土。口径8.6cm、底径6.3cm、器高1.5cmが復元される。壺内からは皿が2点出土しているが同一個体である。4と5は配石遺構内で出土。4は口径8.4cm、底径6.7cm、器高1.5cmが計測され、5は口径7.9cm、底径6.6cm、器高1.8cmが復元される。

2 配石遺構 2号 (第6・7図)

2号は、1号の南90cmほどに位置し、配石の中央を樹根が絡んでいる。樹根を中心に4か所の配石が認められるが、南西の配石以外は、単なる配石で下部に何ら掘り込み等はない。南西の配石は、径約1mほどの円形状で検出状況は菊花状を呈していた。使用されている石は、扁平状の石である。配石遺構は、長軸105cm、短軸90cmの楕円形の深さ20cmほどの土坑の底面に石を配し、内部の石は、中央に向かい斜め方向になっている。そのため外見は菊花状を呈していたのであるが、当初は内部が空洞で後に上部の石が落ち込んだとも見て取れる状況である。

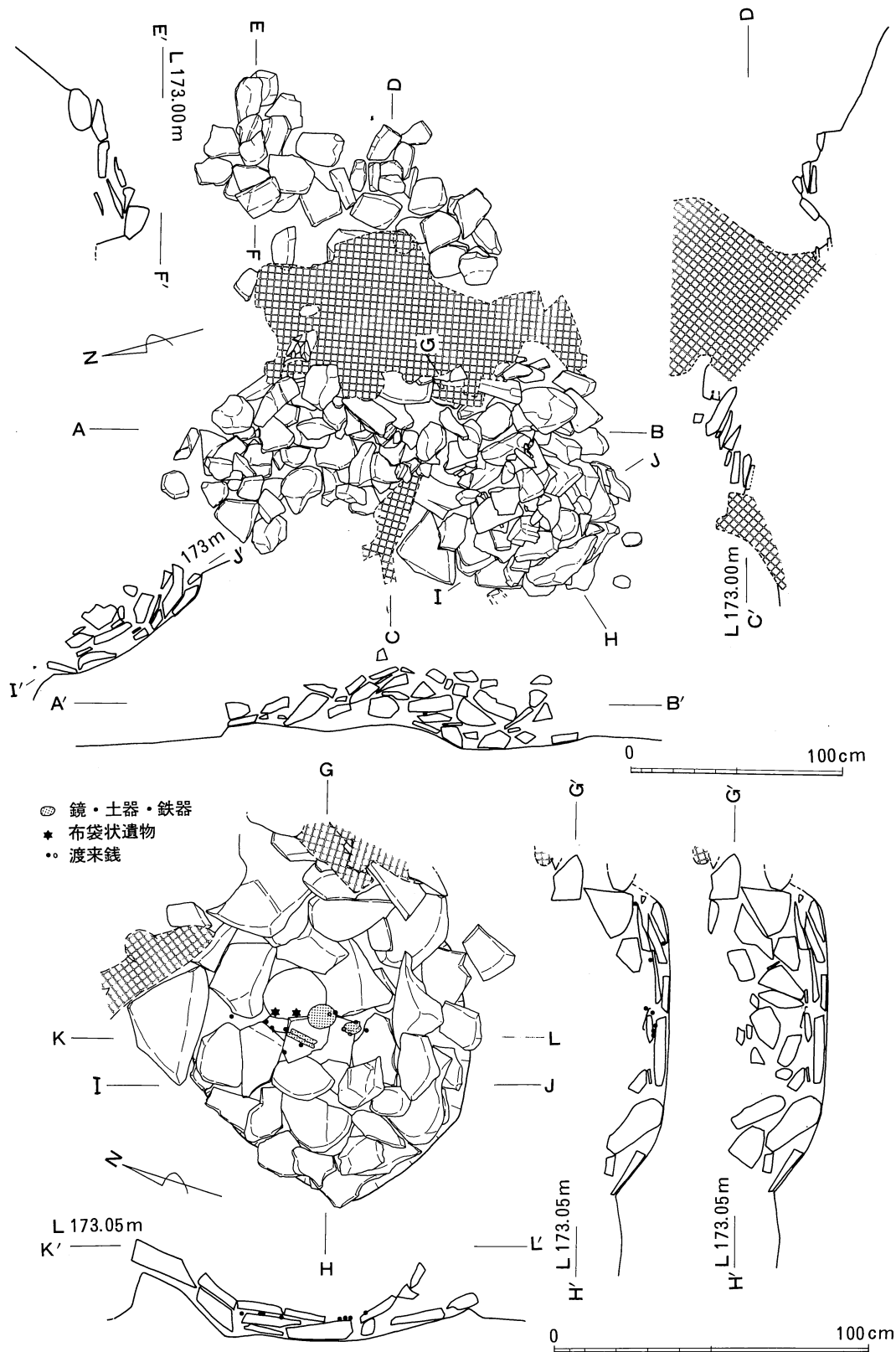
遺物は、底面配石上で袋状遺物が出土し、同じレベルで各々袋状遺物の近くでガラス玉が2点出土している。袋状遺物のやや上部の配石中央で鏡が表を上にして出土している。さらにその上部で小刀、土師器皿が出土している。その他、底面配石や配石の間で渡来銭が47枚ほど出土している。

竹垣秋草(双鳥)鏡：鈕は半球形の素鈕である。内区には鈕の下に竹垣を、その上の右側に秋草を配している。また、鈕の上に2羽の鳥らしい高まりが見られる。外区には1cmほど間をもって櫛歯文が施分されている。縁は薄く外に傾いている。色調は全体にやや緑がかっている。厚さは薄く、緑錆も多く保存状態は悪い。特に外区部分は脆くなっている。鏡の計測値は次のとおりである。面径8.41cm、鏡背径8.84cm、厚さ0.6mm、縁幅1.95mm、縁高3.35mm、内区径6.34cm、界圏幅1.35mm、鈕径1.42cm、鈕高3.8mm、重量25.8g。

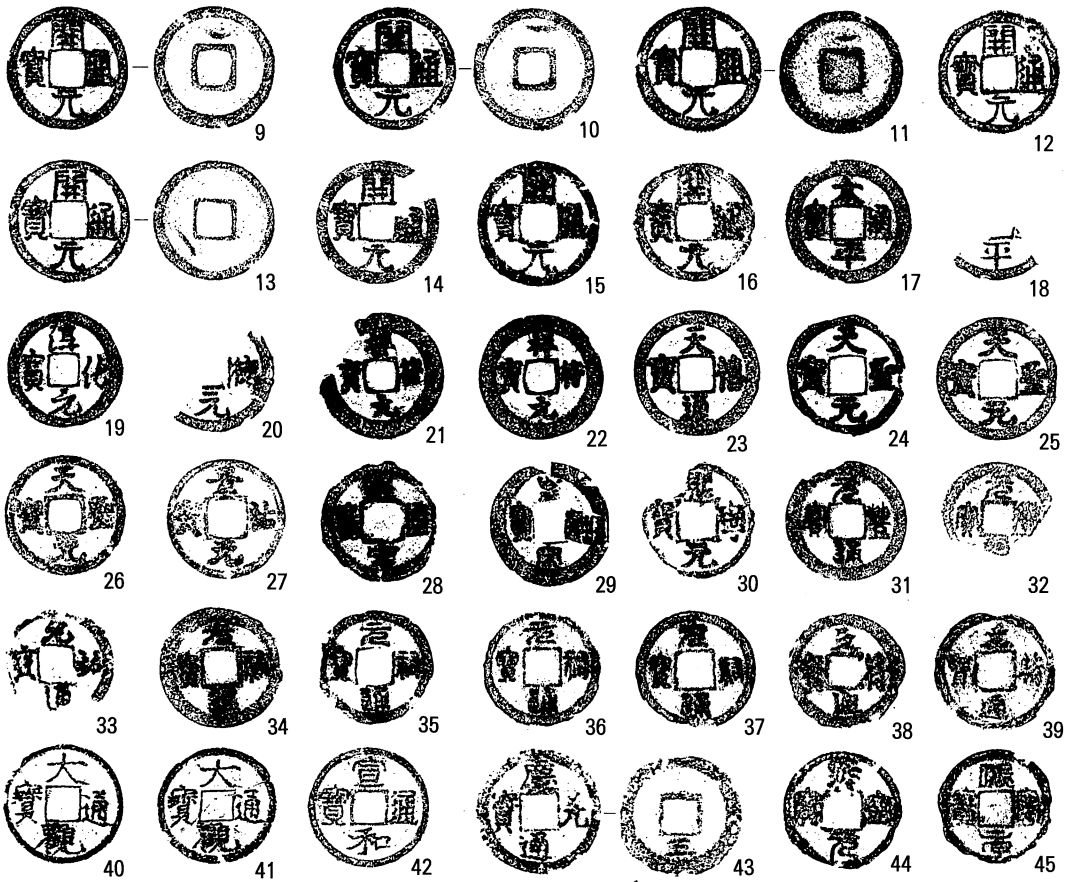
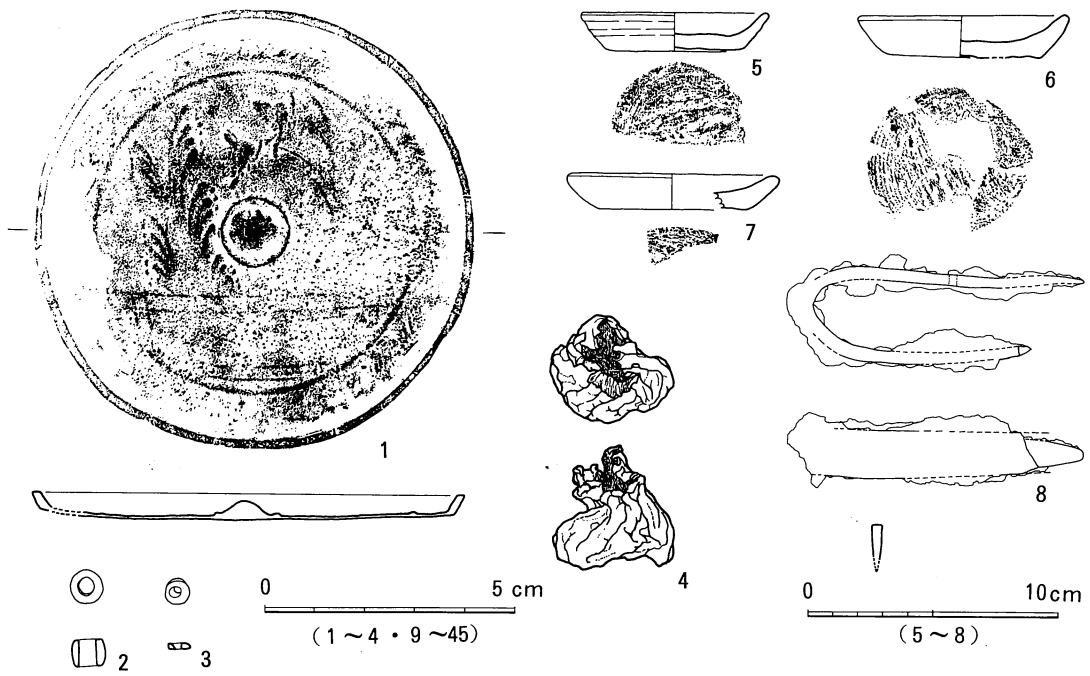
袋状遺物：袋状遺物は、2点出土しているが、取り上げられたのは南側の1点(4)のみである。長軸2.65cm、短軸2.14cm、高さ2.50cmが計測され、底より1.2cmの位置で口が閉められている。内部には縦方向の細い繊維状のものが見られる。皮製と思われる。

ガラス玉：玉は2点出土し、いずれも鉛アルカリ硫酸塩ガラスである。2は、図化している袋状遺物の南10cmの位置で出土したもので、表面の風化が進み白色化している。径6.7mm、高さ6.35mm、孔径3mmほどが計測される。3は、もう一点の袋状遺物で出土した扁平な玉である。色調は緑色を呈し、径4.9mm、厚さ1.8mm、孔径1.05mmほどが計測される。

土師器皿：5は配石の底付近、6は配石の石間、7は配石の上部で出土し、いずれも糸切りの



第6图 配石遺構2号実測図



第7图 配石遺構2号出土遺物実測図

皿である。5は口径7.5cm、底径5.5cm、器高1.5cm、6はほぼ完形であるが歪があり、口径8.0～8.5cm、底径5.9～6.2cm、器高1.6～1.8cmが計測される。7は口径8.5cm、底径5.9cm、器高1.4cmが計測される。

小刀：U字状に折り曲られ、刀先は欠損している。関近くの茎に1か所の目釘穴が認められる。茎長5.8cm、茎幅1.3cm、茎厚0.2cm、刀幅1.9cm、背幅0.4cmほどが計測される。

渡来銭：渡来銭は、配石遺構の底面や配石の間で唐銭10枚、北宋銭28枚、南宋銭1枚、不詳8枚など47枚ほどが出土している。唐銭では、開元通寶(621年・845年鑄造)が10枚、北宋銭では、大平通寶(976-983年鑄造)が2枚、淳化元寶(990年鑄造)が1枚、祥符元寶(1008年鑄造)が2枚、天禧通寶(1017年鑄造)が1枚、天聖元寶(1023年鑄造)が3枚、景祐元寶(1034年鑄造)が1枚、皇宋通寶(1039年鑄造)が2枚、熙寧元寶(1068年鑄造)が1枚、元豊通寶(1034年鑄造)が2枚、元祐通寶(1086-1093年鑄造)が5枚、元符通寶(1068年鑄造)が2枚、大觀通寶(1170年鑄造)が4枚、宣和通寶(1119年鑄造)が1枚がある。その他、○徳元○の破片1枚は景德元寶(1004年鑄造)に類似している。南宋銭では慶元通寶(1107年鑄造)が1枚がある。その他、判読不明が2枚、破片が6点ある。

3 その他遺物

軽石製品が2点出土している。いずれも正方形状で形状から地輪に類似するが、空風輪等はいずれも出土していない。6は、配石遺構1号の東1mで出土した。31.5cm×28.8cm、厚さ12.1cmが計測される。7は配石遺構1号の東斜面下に採集したものである。32.0cm×33.5cm、厚さ9.2cmが計測される。中央部に径8.6cm、深さ6.4cmの孔があり、天台五輪の地輪に類似している。

III まとめにかえて

検出された2基の遺構は、形態・出土遺物に違いが見られる。1号は常滑壺を埋置するための配石遺構である。この形式の常滑壺の用途は、一般に蔵骨器として使用されるようであるが、中には土が底に1cm程度はいついたのみで骨片ものは全く認められず、蔵骨器として使用ではないと考えられる。経塚の可能性もあるが断定はできない。2号については、遺物の出土状態から袋状遺物と鏡・刀の埋納遺構とすることができよう。渡来銭については、石を積む過程のなかで置かれたものであろう。この2基の遺構の性格については明確にそれを示す資料はないが、2基の遺構とも東霧島神社に関連したものであると考えられる。

時期については、1号は常滑壺や土師器皿の年代観から13世紀後半から14世紀代、2号については土師器皿の年代観から1号に後出し14世紀代と考えられる。

図版
1



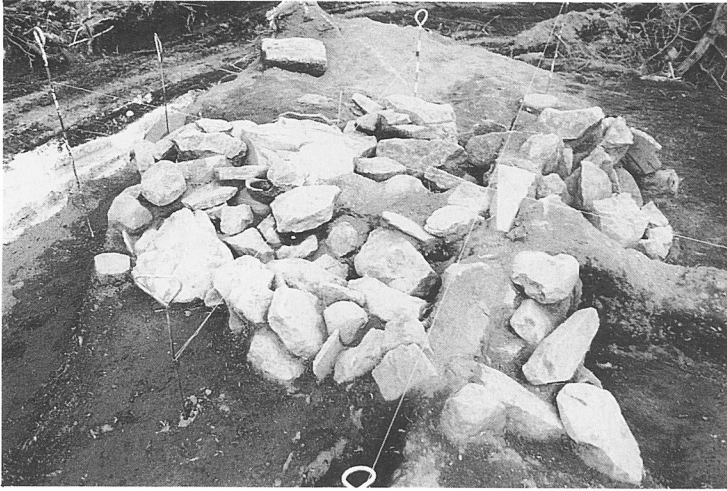
調査地近景
(西より)



遺構分布状況
(西より)



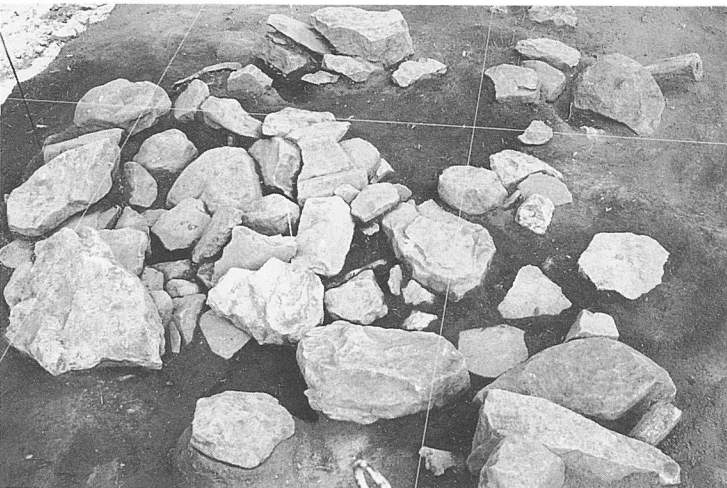
遺構分布状況
(北より)



配石遺構 1号
検出状況



壺出土状況



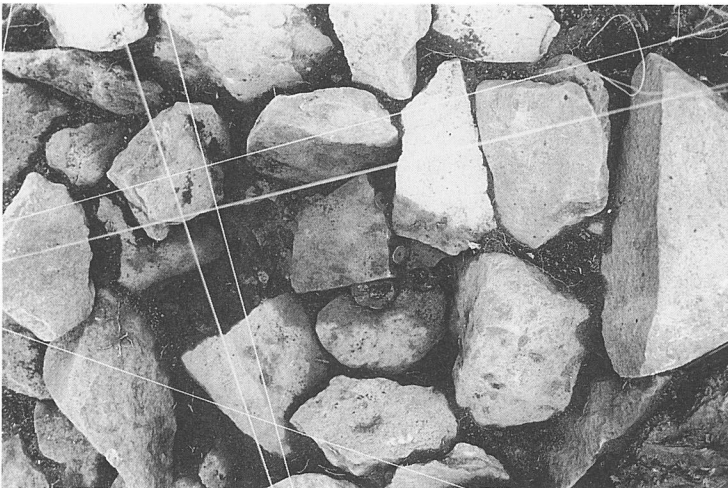
配石遺構 1号



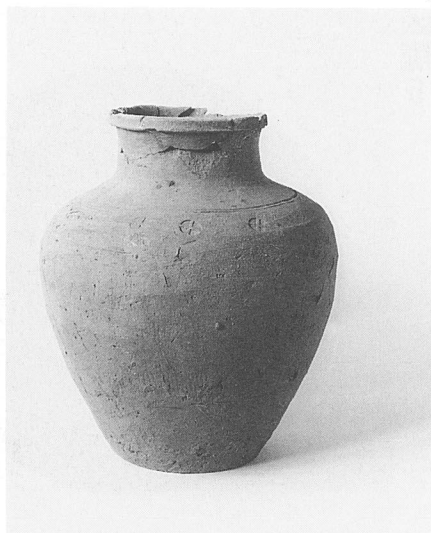
配石遺構 2号



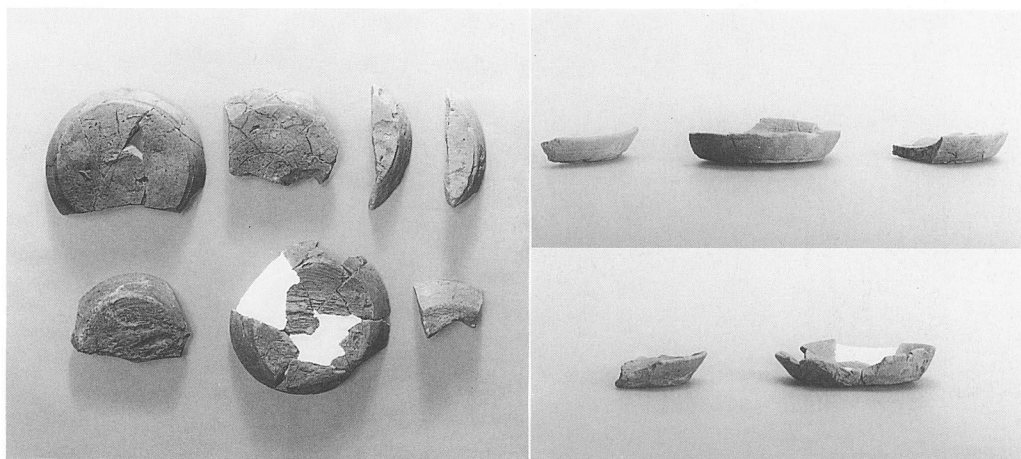
鏡・土師器皿、刀
渡来銭出土状況



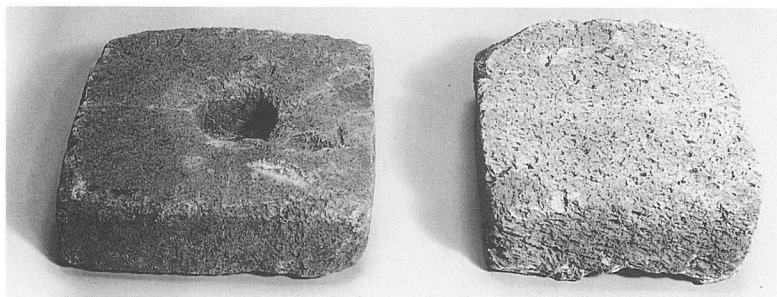
袋状遺物、渡来銭
出土状況



配石遺構 1号出土

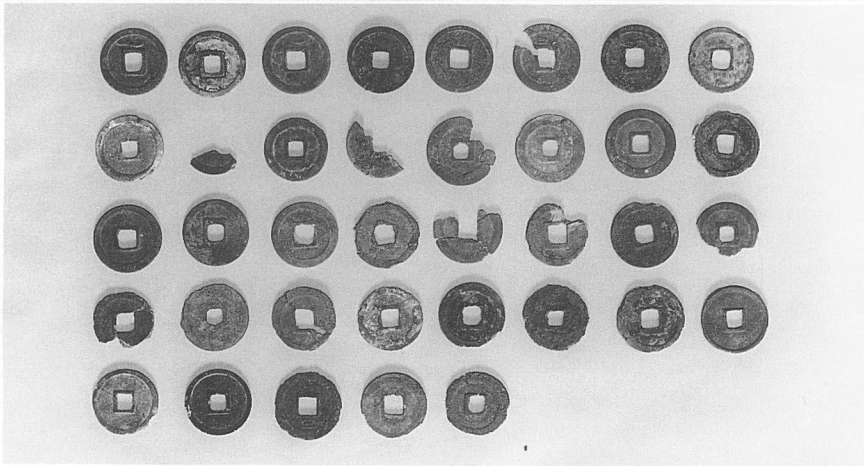
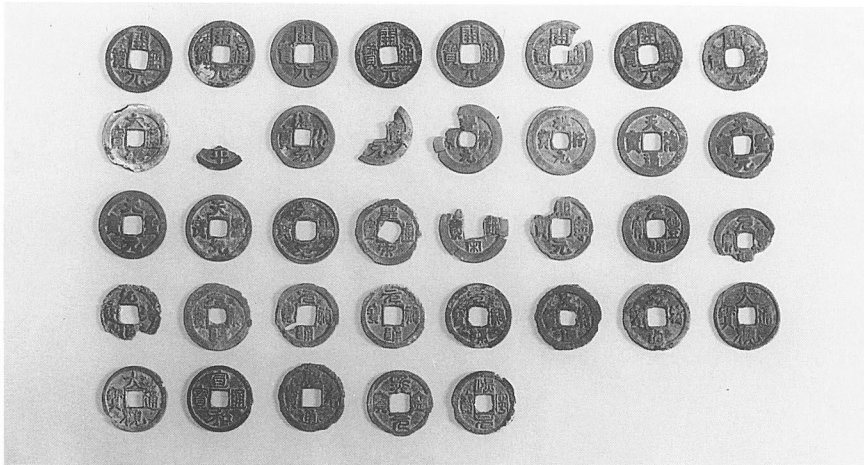
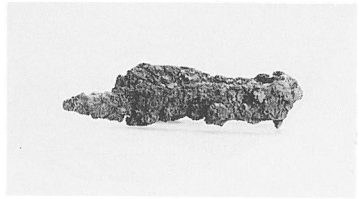
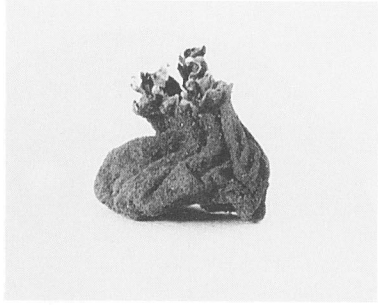


上段：配石遺構 1号出土
下段：配石遺構 2号出土



東霧島遺跡出土

图版
5



配石遺構 2 号出土遺物

付
論

東霧島神社の沿革

高崎町

黒木昭三

目次

東霧島神社の沿革

一、山岳・自然神信仰と霧島社

二、社殿及び祭神

1 東霧島神社

社殿及び附属建物

例 祭

境内地

2 境内摂社

3 境内末社

4 境内外末社

三、所蔵願文・寄進状

古文書概説

嘉永年社殿造営棟札

四、性空上人と金剛仏作寺

五、伝説及び由緒

鬼の石階段

橘の由緒

的場刃傷事件

東霧島の石塔群

宝 塔

五輪塔

梵 鐘

庄内の乱東霧島本陣

長尾杉の馬標

大杉参道並木外

六、後 記

当社寺年表

一、山岳・自然神信仰と霧島社

南九州の中央に位置する霧島山は、楯状火山発生後現状の爆裂火口や池沼数を見ても、かなりの古代から造山活動があったことがわかる。これらの噴火活動は人知を超越した偉大なものがあり、この恐怖を払拭し安穩生活になれるようにと、先住民達は山霊を崇拜し鎮静の祈り信仰を捧げるようになった。やがて太陽や自然の恵みにも感謝する、原始的信仰の帰依に発展することになる。これらは縄文期から活発化する、他に類例のない列島独特の固有のもので、後に先祖霊も祭る事が加わる。

これらが山岳対象の神奈備、岩石対象の磐境・神籬等の、奈良前期までの原初的神道信仰である。農耕社会の弥生から古墳期にかけて、農作儀礼の習俗として原始的祈念や神に捧げる、神嘗の祭も齋行されるようになる。

この山岳・自然・耕作の儀礼信仰が祖霊信仰等と融合すると、神祭の信仰の発展となり、呪術や吉凶占法に秀でる者が村長になって、やがて権力支配者にのし上がっていく。こうした過程の中で外来文化も重なり、わが国の建国神話へと発展する。

「古事記」の建国神話では、天地が初めて開け高天の原に創世の三神が現われ、次に二神の別天つ神が成り、次に神代七神が成られた。この七神誕生の最後になる、伊邪那岐神と伊邪那美神は、天つ神の命を受け漂える国の修理固成を受け持った。天の浮橋（東霧島神社背後

の長尾山）に立った二神は、天の沼矛（高千穂峯の天の逆鉾）を下界につき立て、搔回し滴り落ちた塩水で淤能碁呂島が出来て、そこに八尋殿を見立てて結婚をされた。当社（東霧島社）の社説では霧島山から当社地を中心に、この神話は展開している。

二神は大八島と神々を生み八神目は海神、九神目は水戸の秋津比古神の誕生になる。この神は大淀と岩瀬川の合流地、高崎笛水に鎮座になった。二神はさらに三十五柱を生み、那美神は最後に迦具土神を難産し神去り給うた。これを残念がった那岐神は御佩の十握剣を抜き、迦具土神の頸を斬られた。同剣から八神が誕生し迦具土神死躰から八神が生まれ、迦具土神は化石となり宮崎に飛び去った。同剣は当社に宝剣として祭祀されている。

当社の「来由記」は、「：魔石之事、割裂磐：、大石往昔悪魔也時々作障：。」としている。大昔に悪魔として障をしていたので、怒った那岐神が十握剣で三段斬の誅罰で、一片は宮崎へ飛び二片が残った。「三國名勝図会」では去川の地名は、この飛び去るから起こったと記している。当社別当寺の龍意法印の「筆記」に、諸国遍歴の行者で常州の浄観僧は、出雲国神門郡暇里に斬裂一片の状をした奇石があって、土人の言では「霧島山から飛び来りりの伝えがある」といったと。

明治期に入って上庄屋内地頭の三島通庸の命令で、この神石を寸断し都城母智丘社に運ぶ仕事の開始で、一天俄にかき曇り暗黒の状態になった途端に、激しい豪雨の襲来となり、戦慄的な稲妻の光と共に、落雷の轟音が連続して発生し周辺を威圧した。この凄じい光景に恐れ、戦いた人夫達は、すっかり怖気づいて取る物も取り敢えず、這々の体で逃げ帰っていった。この落雷こそが神の「みあれ」なのである。

当社地に再来巡錫の性空上人が、埋もれた噴火灰砂中から探し出し

十握劍は、「…伊弊諸尊（紀神名）の御劍にして、本社深至宝の神體なり、長さ十把計」と「凶会」にある。この十把とは、「顯宗記」には「…十握の稻穂の如くその長大を称する辞なり…」とある。「古事記」には、「…十拳、又十掬の字を用ゆ…」とある。「神社撰集日、神代系図」には、東霧島廟火災の時社宝烏有となるも、十握劍は屹然として煨爐中から出て、少しも毀う所がなかったと記してある。同劍は子供が握っても大人が握っても、十握ある不思議な劍だと、いい伝えられている。

両刃の直刀で長さが二尺五寸あり、握柄の外装はなく鞘は後年作のものである。古代劍の呼称は通称、四握・六握・十握で長さが示されている。

さて天地開闢と二神の神生み国生みの件、天照大御神の石屋戸籠りの件・天孫降臨から日向三代夫婦神の事（塩盈珠・塩乾珠が当社に伝えられていたが炎上で粉々になる）等が、当社の神話伝説として「社記」にある。高千穂峯を含む霧島山の「社記」も多い。「…霧島峯と号し、日本最初の峯…」、「勅命・肇天降、當峯…」二下峯（韓国岳・高千穂峯）等なり。「長門本平家物語」には、「…島津の庄、彼庄内に朝倉野（高崎山神原）と云ふ所に、一つの峯高く聳えて、煙絶せぬ所あり、日本最初の峯、霧島嶽と號す、…」とある。古来から年中爆發鳴動と降灰砂をくり返してきたのが、霧島山の姿だったともいえる。

天照神にとっては生誕の地であり、祖の那岐・那美二神の活躍地になる日向国は、緑深き故里の地である。天照神は孫の邇邇芸命を、この高千穂峯に降すべしと命ぜられ、三種の神器を授けて勅宣された。

この宝鏡を視ること、當さに吾を視るが如くし、床を同ふし、殿を共にし、以て齋鏡となすべし。

豊葦原千五百秋の瑞穂の国は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宣しく爾皇孫就いて治らしむべし。宝祚の隆えまさんこと、當に天壤と窮りなかるべし。

幼少の邇邇芸命は隨臣に守られ郡群を率いて、竺紫の日向の高千穂のくじふる嶺に天降りされた。諸先学によれば命は当初日向北方の高千穂に天降り祭政成功後、南方の高千穂峯に再降下とも考えられる。何処から眺めても容姿秀麗で、聖峯の気漲る高千穂峯のある霧島山は、山体が神靈依り代の清淨地で、古代人達も崇拜を深めてきている。

高千穂峯とその山麓地は高原蒲牟田であり、峯山麓から湧出する高崎川下流地は、神饌田設定の高崎前田である。次の下流地は高崎大牟田であり、その下流は大淀川に合流する。

いづれも田の名のつく広大で水利の便利と、豊沃な水田地帯であり、神勅の豊葦原瑞穂国なのである。

この高千穂峯の地は、高天原に由来する高原地名であり、次の下流地は、天降り天孫と日向三代夫婦神外諸神の、霧島高千穂の宮居が置かれた高崎の地である。さらにその東方域は、宮居を守護する高城の地であり、同地の東方高岡の高城の地は、神々の大淀川交通船を警戒守護する地であったことが、縁の地名として付されて起こったものと思われる。

当社の創建は第五代孝昭天皇の御代と「社記」にある。同天皇朝廷の供奉に精励したとされる、出石心大臣命は石の靈感と、その眩きを解する命であった。石の靈を媒介に天声を聞き、呪法にも精通する祭主である。同天皇朝期が岩石や山岳を、神靈の磐境に奉斎する信仰の、旺盛な発展期にもなった。

創建当初は、霧島山全体が神体であり、日本最初の峯が那岐・那美

二神の国土固成活躍以降、霧島神依り代の祭祀になった。当社本殿の左脇社前方に、霧島燦岩の大岩石がある。「図会」には迦藍石とあり、古代から崇敬の靈巖石として、当社の祭祀祈願所であった。神事の「みあれ」で大岩石に神の降臨を願った。霧島山と迦藍石に祈りを捧げる、自然神崇拜の信仰である。

その後祠の建立をし神饌の儀も、尊重な取り扱いに発展した。神社の信仰が高まると、霧島社となり次に霧島神社名に変わっていった。律令体制下に時代が下がると、古樹蒼然の清浄地に宮居建立の指示が「統記」にもある。神社祭祀は神の来臨を仰ぐことであり、神宮では神が常住されていると、古来から区別されてきている。神饌も神社は調理必要の生鮮菜類や海山産物が中心で、神宮では調理済み熟饌が中心である。

恒武帝の平安新政の律令政治が再建され、編纂の「三代格式」「延喜式」に神祇を重んずる内容がある。その「神名帳」に、当社名の記載がある。

日向國 ひむがのくに 四座 (並小) 外三座略
諸縣郡 もろあきのほり 一座 (小)
霧島 きりしま 神社 かみのやしろ

「来由記」は、「…延喜式神名帳曰フ詔縣ノ郡霧島一座是也…」と述べている。別の「古記」には、「…當神社ハ霧島御神明ノ御本所ナリ、故ニ延喜式神名帳ハ、諸縣郡霧嶋一座トアルハ是レヲ以テ当社ナル事明ナリ…」の記述あり。「図会」は、「…三代実録に天安二年(八五八)冬十月廿日己酉授日向國諸縣郡一座小霧島神社とあり…今当社「由来記・神社撰集」等に従って當社とす…」と。「島津成彬道中記」では、「…右曰六所、延喜式神名帳曰、日向國諸縣郡 霧島一座是也、

…」とある。

三世紀に朝廷の国内統一も進み、四世紀になると、朝鮮にも勢力が進出し、五世紀には中国とも友好外交を重ねた。大和朝廷は大王を天皇に改め、臣・連・君や氏族制も定め、政治仕組も整えられた。豪族は土地外にも人民を有し、田部(田堵)の耕作管理もした。「倭名抄」では、日向国では児湯三宅に耕作収納の屯倉設置もあった。この地方豪族達に国造や県主の地位が与えられ、国造は国の県主は県の長官になった。熊襲征討や仏教伝来と、諸県君の媛が天皇妃入りはこの五世紀である。諸県君は県主の豪族である。国造は国土と国民の平安を祈る、神主の性格をもつ祭政の地方実践者である。その女子は妾女で朝廷にも上った。「日本書紀」は、日向県主は、児湯と諸県地方と記する。大化改新前の行政区割である。

これらの世紀に古墳築造も旺盛になったが、その規模が権力を示した。漢字の使用文化も発達し「帝紀」や「旧辞」のまとめもあった。儒・道・仏の教義は道徳倫理に影響を及ぼした。六世紀中頃百済から五経・易・暦・医の博士が来日し、推古朝から「暦」の使用があった。「元嘉曆」や「具注曆」(日の吉凶)と共に「緯書」も渡来し、讖緯説影響で祥瑞や天変地異で改元があった。

この説が、神秘思想の発展になり、宇宙万象・王公易性革命で五行説が浸透し、祥瑞や災異の予言も発達した。陰陽道が政治にも作用し、神秘思想が日本歴史に多大の影響をして、神話発生や神国日本の形成にもなった。

年初の豊作祈願の祈念祭や秋収穫の新嘗祭等、農耕儀礼の神社祭が活発化した。現在でも古い様式を残す社が多い。聖徳太子の国政改革や飛鳥文化興隆で、大化の改新へ発展し律令体制も成立した。

奈良朝に朝鮮經由で中国文化が伝来し、日本文化向上に影響を与えた。三教の融合もあり南都六宗が成立し、華嚴理念で東大寺の大仏建立となり、聖武帝の帰依が全国国分寺を従えた。仏教が鎮護国家を唱えて政治と密着している。この時代に「記・紀」が完成した。

古代日向国の諸県郡域は、現在の宮崎県北諸県・西諸県・東諸県と鹿児島県曾於郡の旧南諸県の四郡と鹿児島県財部・末吉・大隅（奈良期）で構成されていた。同地区には大和政権の様式を示す高塚墳が多く、霧島山麓の北東部から大淀川流域地一帯の地下式横穴墓人は、高塚墳人の勢力下に入った日向隼人族である。

諸県君牛諸井の根拠地官衙は何処なのか、まだ説明はなく興味深いものがある。

神話での那岐神の葬地は根国で、同所の熊野は東征神武帝の上陸地である。那岐神の唾液で誕生した熊野速玉神を祭祀等の、熊野三社がある。外界とは途絶の地で、同社での滝修行に入山者も多く、奈良期には道教の信奉者も相次いで修行した。平安期になって密教系の修験僧達が、当初天台・真言の宗派的確執もなく揃って入峯した。平安期に観世音菩薩の補陀落浄土の同地で、修験僧の外に皇室や朝廷役人、それに地方豪族や名主も集まり、万物豊産外無病息災・長寿延命等を祈願した。

大和葛山で修験を重ねた役小角は、諸神霊と対話し鬼神を使役し、約束違反を呪縛する事に成長した。この影響で天台宗門派は、熊野那智で徹底した籠り修行をした。これで従来の神道・道教修法で独自の呪法者も出た。三山や金峯山は修験集団で賑わいし、やがて地方に分散して行った。その後三山が本山、金峯山が当山の二派となり、巫術や卜占の会得で一般民の加持祈祷にも専念した。

清浄域で幽玄な長尾当社地での、静寂と森厳な岩石上で自我を滅ぼしつつ座禅を組み、山霊の降来を祈り法語の朗誦を重ねて、会得する法力で呪術的修験の奥域に達するようになる。長尾山地にも滝修行跡も見られる。当社域は密教修験者が各所の修法地に屯する、修行のメッカの地なのである。

修験者達はその信奉本尊を不動明王とし、山伏装束は金剛界・胎藏界の両曼荼羅を表している。修験山岳も曼荼羅である。修験者は入峯修行で成仏過程を、餓鬼・地獄・修羅・畜生・人・天・声聞・縁覚・仏・菩薩の十界にあて床堅・懺悔・業秤・水断・相撲・閻伽・小木・延年・穀断・正滝頂の十界修法に没頭する山伏達は外に役小角感得の金剛蔵王権現・天部や明王の諸尊を祀るを例とする。

当社域では、古来の神霊信奉の祭祀信仰で、仏法上の呪術や祈祷もそれに随従習合していたし、飛鳥期後半から儒・仏・道の教義浸透で様変わりしつつあった。その端境期的変革の時に、天台宗僧性空上人の再来巡錫になった。

わが国の修験道の源流は古来からの山岳信仰の催事であり、霊山入山は禁足の地が多くあった。遠望し拝崇奉のもので、五穀豊作や延命長寿祈願を励行した。これらの禁制で差別的被害者は女性である。現在でも特殊神事や相撲土俵上に立入り禁止の仕来たりは、古くからの厳守事項であった。霊山や仏教修法場禁足も、厳格な掟であった。

昨年六月に山形県出羽三山神社が、神子修行を女性に初開放した。女人禁制は女性の月経や出産時の出血を穢れ物として、聖域入りを嫌い起こった。修行の場入り禁足は、女を絶つ//の信念で乱心を防ぐという見方もある。

古来の神道信仰が仏教と習合し、上人の来錫で当社修法地にも、諸

国からの行脚雲水達が集まってきた。中世末期までは天台宗の本山派系仏僧達が集った。諸県郡の地は島津領内であり、密教系寺院を庇護してきたので、中世期末以降になると真言宗僧達が屯した。大崎多聞院（鹿兒島大崎郷）の覚盈法印は仏作寺で死去している。

大字東霧島字政所の遺跡で昭和四十一年秋に、青磁碗一個と須恵器質の壺一個それに土師器碗の四個が出土した。十五年振りにその青磁碗が中国江南地方民窯製で、舶来し福岡鴻臚館を経て当地に運ばれてきた物と判明した。およそ一千年前の事であり、上人の来錫で別当寺が開基になった頃の事である。当地にこの碗を携行した人物は国司級の格高い高官か、当社に派遣された勅使の物か県主級の持物である。須恵壺は骨灰が納めてあった骨蔵壺である。その後、当地に進出した園芸用堅石採取業者によって、遺跡や周辺も破壊されてしまった。前記遺物は発見者の民間所蔵になっていて、文化財物件としての見学研究も出来ない。

この平安中期には、朝廷及び貴族は神事を優先したが、全国式内社祈念祭では、国司が神祇官を通して幣帛を奉る慣習でもあった。律令制で守・介・掾・目・史生等の派遣である。十世紀には国司権限も強化された。現地赴任の国司（受領）や赴任しない国司（遙任）とあり、なかには地方豪族と仲の悪くなる国司もあった。地図によると諸県郡域の中央地は高崎地方であり、式内社の霧島神社や政所地名、青磁碗等を考察して、一時的にも国司・勅使の館や県主の官衛が置かれたものと想定される。それらしき館跡の遺跡も調査されている。

二、社殿及び祭神

1 東霧島神社

主殿 伊邪那岐大神

相殿 天津日高日子番能邇邇藝命

木花之佐久夜毘賣命

天津日高日子穗穗手見命

豊玉毘賣命

天津日高日子波限建鷦草草不合命

玉依毘賣命

神日本磐余彦命

主殿の那岐神と摂社の那美神は、共に主殿祭神であったが、那美神が産婆祖母様の祭神で靈験の高い安産神の神徳があった。身重婦人達の祈願参詣容易の神慮で、石段下の伊邪那美神社に遷座された。那岐神は媾合に誘い合う男性神で、国土化成と生産豊穰に表象される。国生み神生みの大業で、太陽神の信奉もある。

番能邇邇藝命は、天孫で稲穂豊穰の意味をされる。真床追衾の嬰子で、笠紫の日向高千穂の久土布流多氣に天降った。降臨は穀霊の復活新生を表象される。邇邇藝命は朝日直刺国の笠沙御前出遇いの、大津見の女佐久夜毘賣と結婚され、海幸彦・山幸彦の二命が誕生した。木花佐久夜毘賣命は、桜花開花で栄え姿の女性神であり、日向三代の一代命妃である。

日子穗穗手見命は、賑々稲穂の神霊で天孫の三男命になる。釣針縁で海神女豊玉毘賣と結婚され、塩盈珠と塩乾珠で兄火照命が服従される神話は名高い。

豊玉毘賣命は、豊かで神霊が玉に依り憑く巫子の義になる。大遠理命の妻となり、現国海浜の葺き終えない産屋で三代命が誕生する。和邇姿の出産を夫命に覗見され、恥心で海神国に戻られた。二代命妃である。

鵜草草葺不合命は、鵜羽を葺き終えない時の出生でこの名がある。母の妹で姨の養育で生長し、姨の玉依毘賣命を娶られた。

玉依毘賣命は、身に神霊を宿す女性で、魂の憑る巫子で三代命妃になる。四男命が狭野命で成長し若御毛沼命となり、成人して神日本磐余彦命となる。日向国出生成長され兄五瀬命との協議で、東征の大事業に成功し大和朝廷の初代天皇で活躍された。

鎮座地 大字東霧島字鳩園

一五六〇番地の八〇号

当社一帯は古代から橘樹自生地で、橘地名であった。字名が鳩園になったのは、この地に巡錫した性空上人が山鳩の知らせで、火山灰砂中から十握剣を発見された、その故事によるものである。

社殿及び附属建物

宝殿 縦四間半 横四間半

坪数 貳拾坪式合五勺

銅板葺 木造破風神殿造

舞殿 本殿前は祝詞殿になる。

縦二間半 横三間

坪数 七坪五合

粘土瓦葺 木造鳥破風造

拝殿 縦二間半 横四間

坪数 十坪

粘土瓦葺 木造鳥破風造

神饌所 縦三間 横二間

坪数 四坪

粘土瓦葺 木造流破風造

神具所 縦三間 横二間

坪数 五坪

粘土瓦葺 木造流破風造

手水舎 坪数 一坪一合

銅板葺 木造流破風造

社務所 坪数 四十坪

粘土瓦葺 木造本屋二重屋根

御礼所 間口 六間 奥行三間

坪数 一八坪

銅板葺 木造

註 昭和五十一年五月新築

例祭 現行祭典

一月一日 元旦祭

一月七日 七歳祝祭
 二月三日 節分祭
 二月十一日 紀元祭
 二月十七日 祈年祭
 三月二十一日 例大祭 浜下り
 六月三十日 大祓式
 七月十一日 御田祭 六月灯
 十一月二十三日 新嘗祭
 十二月三十一日 大祓式 神符焼納祭

境内地

旧境内地 一里三町廻り

(明治十年迄 当社記)

註 藩政期の総境内地は東霧島村大半と、近接の長尾山地一帯だったといわれる。

反別 五百八十五間 縦 横

百拾四町七畝拾五歩

境内 三町三反三畝二十歩

余地 百三町三反三畝二十三歩

官林 百十町三反四畝七歩

氏子数 三〇〇〇戸

中近世期に地方領有の覇者が交替の度に、本社及び別当寺の扶持石数に増減があった。特に近世期は藩主が變る度に變動がある事もあったが、当社への信仰心が強い支配者ほど、寄進も多くあった。

明治期に入り、当社名の変更や撰社編入等は別記した。明治九年に宮崎県域が鹿児島県合併で、都合の悪い事はかりになった。当時政府事業の、地租改正の土地反別調査が急がれていた。十年には西郷信奉の私学校徒達の行動が、風雲急の情勢でついに「丁丑の役」事変発生になった。開戦で調査事業は、一時棚上げである。中南部九州地方が戦場となり、農作業も滞り大減収である。日本人同士の殺戮で、騒然たる混乱の日が続き、九月になり西郷軍の敗北で戦争終結、この鎮静後に調査事業が再開された。

この以後有無を言わず適切な理由でないまま、広大な各所の森林地が官有林地に設定された。鹿児島県域より宮崎県域の方が、広く編入されている。勝った官軍の余威を態度に出す森林官は、お前らは賊軍の子分共じゃないかとか、住民代表村役の威厳も惨めなものがあつた。高崎郷持ち山林だったのが、現在の崎山国有林地である。島津藩主寄進の一里三町回りの境内地もかなり縮小され、神社奥の「陣の端砦」地を含む山林は否応なく、官有林地に設定された。

2 境内撰社

イ、愛宕神社 左脇社

祭神 火之迦具土神 (火之夜芸速男神)

建速須佐之男命

加藍石の西側後方に位置する社殿である。

迦具土神は、火がちらちらと燃える精霊神のことで、焼焦の靈能として命名される。当社の故記では火皇産靈尊「紀」で記録されている。

須佐之男命は、勢いが勇猛で激しく進み放題の性格神である。父岐

神から海原世界の領有支配の命があるも、怠けて被災のままだらけであつた。狼藉で姉天照神の天岩屋入りで、追放を受ける。「誓約」で三女神が誕生する。八俣の大蛇退治神話は有名である。

ロ、白山神社「白山比咩神社」右脇社

祭神 菊理比売命

菊理比売命は、天照神の活躍を助けられたという説があり、ご利益は不明だが、石川県鶴来町（加賀一の宮）に総本社がある。

ハ、伊邪那美神社

祭神 伊邪那美神

伊邪那美神は、媾合に誘い合う女性神であり、那岐神との夫婦神として国生み神生みに活躍された。迦具土生みの神去りで夫神の迦具土成敗、黄泉つひら坂の伝説は当社の名高い神話である。

ニ、竈門神社

祭神 火之迦具土神

奥津彦命

奥津比売命

奥津彦命は、炭火灰の奥に活き火種にした、燠の男性神のことで、火の根源神になる。大年神と天知迦流美豆比売との第一子命である。奥津比売命は、奥津彦命と兄妹であり、人間生活に密着した親愛の情から、神より命とされる。竈つ霊を司どられる。三神共火の神である。

ホ、神石（魔石、裂岩）

祭神、火之迦具土神

頭雷神 宮崎に在る

大山津見神 其場に止まる

高霊龍神 其場に止まる

頭霊神は、成熟の魔物神であり、神去り那美神の頭にいた神で、面会に行かれた那岐神は、黄泉ひら坂でこの神に追われ逃げ帰った。

大山津見神は、偉大なる山の神霊とされ、那岐・那美二神の子で山林を司どられる。

高霊龍神は、別名を闇淤加美神と称し、山上の水神として雨雪を司どる龍神になる。別に闇御津羽神があるが、谷水の意味で谷川の竜神である。この二神は雨乞いや雨止みの霊験があり、灌漑や養蚕も守護される。那岐神が迦具土神を誅戮のとき、劍柄の指間から、漏れた血で、誕生されたのが、この二神である。

ヘ、善神社 左社

祭神・櫛磐門戸命

櫛磐門戸命は、別尊称が石戸別神であり、神秘で堅固な門を守られる。参道脇に奉祀される参道守護神でもある。「凶会」では善神王としてある。

ト、善神社 右社

祭神 豊磐門戸命

豊磐門戸命は、豊かな堅固門を守護される。

チ、一万社

祭神 大国主神

大国主神は、多くの兄弟があり苛めも受けたが大国大王になった。女性関係が艶福で一八〇人の子供があつた。因幡の白兔や国譲り神話が有名である。

リ、十万社

祭神 猿田毗古神

猿田毗古神は、日神の神使い猿が守る神田の男性神になる。境界防塞神（交合道祖神）で、天孫降臨の道案内をされた。阿耶詞での漁でひらぶ目に手を挟まれ、海中に引き込まれ溺死になった。

又、厳島神社

祭神 市寸嶋比売命

市寸嶋比売命は、身を清浄にし神に齋く姫命で、別名が狭依比売命である。神霊が依り憑く女性神である。誓約で須佐之男命の剣から誕生された。国土経営や、天孫の事業協力と守護にあたる。

3 境内末社

イ、磐戸神社

祭神 天手力男神

天兒屋根命

布刀玉命

鎮座地 東霧島中野

天手刀男神は、天上界で手の力の強い男神とされ、天の石屋戸脇から出て、岩戸を明け天照神の御手を取り迎え出した神話が有名である。天孫降臨には随伴をされた。

天兒屋根命は、天照神の天の石屋戸隠りで、鹿トでの占い祈願をして連れ出しに成功された。天孫降臨時に、五伴緒の頭で随伴された、中臣連の祖先命である。

布刀玉命は、立派な祭具の玉の祭祀代表であり、祖神の岩屋戸隠りで、八尺の勾璫・八咫の鏡・白と青の和幣を飾った橋枝と賢木を持ち、誘い出しができた。天孫降臨で供伴された、忌部の祖先命である。

撰社の愛宕社祭神の須佐之男命（弟神）が、荒ぶる性の乱暴で怒った天照神（姉神）は、石屋戸隠りとなり暗黒の世界になった。そこで八百神は天の安河原（当地の御大刀田一帯）で協議し、弟神を追放し、姉神（太陽神）誘出しの神事を始められた。天の宇受売命のストリップダンスで、神々の笑声が上がり外の様子に姉神が石戸を一寸開けられ、手力男神の活躍で姉神の連れ出しに成功された。当社の壮大な神話である。

ロ、八幡神社、通称母所社という

祭神 萬幡豊秋津師毘売命（稲田姫）

木花之佐久夜毘売命

天津日高日子穗穗出見命

豊玉毘賣命

鎮座地 東霧島中野

萬幡豊秋津師毘売命は、多布帛で多くの蜻蛉羽の如く薄く上質に作る織女の事で、豊穰も象徴する。高木神の娘で、天忍穗耳命に嫁し邇邇芸命が生まれた。

木花之佐久夜毘売命は、絶世の美女神であった。八尋殿の産屋で三子が誕生した。

日子穗穗手見命は、天上界の神聖な日の御子の男子である。「神代紀」に「……筑紫の日向の高屋山上陵に葬る……」とある。

豊玉毘賣命は、日向朝廷に海神族が加ったもので、典型的な女房の異質譚で禁を破られたので結末は離縁である。

当社の母所祭神に対して、日向三代神が年一回面会に行き一泊される、神輿祭事である。古い時代は春秋二回であった。「凶会」には、「……当社より南九町餘に八幡社あり、當社の行祠なり、二月の祭祀

には、神輿を昇て神幸の儀をなし、其行祠に至、濱下りといふ、往昔九月の祭には、笠懸四十二騎あり、其後減して十二騎となり、又省て六騎となる、伊東氏千才の後、斷絶せしとぞ……」。『濱下儀衛の品當社、毎歳二月中西日、濱下儀衛の品若干あり、一忍穂井取壹人
一先拂二人 一寶幣二串 一金幣二串 一錦幡八流 一弓箆一具
一銅拍子一對 一笛一管 一鉦一錠 一太鼓一面 一十握御劍一振
一御輿一肩 一金瓔珞水引天井覆錦一通 一角金幡四箇 一鈴十六口
一絹蓋……』の記録あり。壯麗な賑々しさが感じられる。
当社は現在地南方池辺に鎮座されていたが、昭五十六年に現在地に遷座になった。元社地の後方の池は、古来大浪池と呼ばれ穂手見命の降誕所であり産湯に使用取水池になる。

ハ、稲荷神社

祭神 宇迦之御魂神（稻倉魂命）

太田命

大穴牟遲神（大己貴命）

大宮姫命（大宮賣命）

保食命（「神代紀上」）

鎮座地 東霧島稲荷馬場

宇迦之御魂神は、当地方では稲倉魂命「神代紀上」の神名例が多い。鎮に宿る神秘的な靈神になる。

太田命は、猿田毗古神の後裔で、三種の神器が伊勢宮に鎮座時に奉迎された。子孫に宇治土公がある。

大穴牟遲神は、鐵を偉大貴人と崇める事で大己貴命「神代紀上」の御名の祭祀例も多い。国の堅め作りに活躍され、生死境を根国で彷徨妻を連れ現国へ退出された。須佐之男命から大國主神となり宇都志國

玉神になる。八千矛の神で八十神を従え出雲の大王になる。

大宮姫命は、昭和十二年の高崎村史にあり、「延喜式八」に大宮賣命とある。同神は皇御孫命の同殿裏に座し、対人応対や朝夕御膳に伴緒で仕える。純情心で宮勤め御名命である。

保食命は飲待で飯・鱧物・肉類を口から出し机に饗奉った。それを穢しいとし同命を月読命が殺された。その死る跡に、五穀や植物種子・動物・蚕等が化成していた。

同社は東霧島地区の鎮守神社である。島津氏創建の都城郡元稲荷社は、当社の稲倉魂命の神靈分祀と伝えられる。「島津齋彬道中記」には「稲荷宮……祭神倉稲魂……」とある。

ニ、猿田毗古神社

祭神 猿田毗古神

鎮座地 東霧島松ケ水流

猿田毗古神は、男根象徴の長大鼻で天狗仮面具象化の、魁偉姿になる。天孫降臨の天の八衢の道案内で、道祖神役になる。元猿田殿と呼ぶ水田地中の樹林地に、石祠社殿があった。別記資料の山王社は当社の事である。

ホ、宮比神社（通称舞神社）

祭神 天宇受賣命

鎮座地 東霧島松ケ水流

天宇受賣命は、天上界の髪飾り巫女である。橘花を髻華に挿頭し、呪術的豊穰や長寿を祈り踊った。別末社の警戸神社石屋戸に天照神が隠りの時、神事での同命の舞が全身露出となった。八百神の笑声に天照神が少し石戸を明けたのを、天手力男神が大開きして天照神を連れ出した。天孫降臨で天宇受賣命は随伴し、猿田毗古神と接衝された。

後に猿田毗古神と結婚し芸道に活躍された。

へ、王子神社

祭神 火照命（火明命「神代紀」）

火須勢理命

火遠理命

鵜草草葺不合命

五瀬命

稲泳命

御毛沼命

若御毛沼命

鎮座地 東霧島王の山

日向三代神の王子の御名である。火照命以三男子は邇邇乎命の御子、火中出産は産屋床下で火焚き出産で、この風習が南九州以南であった。

日子穂穂手見命の一子が鵜草草葺不合命である。五瀬命以下四男子は鵜草草葺不合命の御子である。末子相続が同時代の風習である。

ト、大山祇神社

祭神 大山津見神

鎮座地 長尾山尾根地

大山津見神は、那岐神が火神斬罰の時の、化成神で、屍体化成説話になる。古来から「長尾の一本杉」が祭神であり、現在で国有林地のため当社では祭祀の儀はない。

4、境内外末社

「当社記」及び「伝記」では、奈良前後期から中世末期にかけて、

長期にわたり霧島信仰の旺盛により、当霧島社の神霊分祀が数多くあった。当社の神々の分霊が、広く各地に神幸創建になったということである。南九州地方で百社以上に上る。一部を除いてその大半が小祠社になる。

これは、当社が神名帳の式内社であり、諸県郡の一の宮社として、国司・県主外豪族や庶民に至るまで、五穀豊産や長寿延命等諸願成就を、祈願してきた信仰の現われからである。

高崎の弥生期朴木遺跡の石蓋土壙墓十一基は、霧島山方向に楕円状の屈葬墓であった。その後古墳期の各地高塚墳や地下式横穴墓が、霧島山が望められる位置に設置してあることでも頷ける。これは古代の霧島信仰なのである。

イ、王子神社

祭神 火照命

火須勢理命

鎮座地 都城市岩満町王子原

王子神社は、東霧島神社の一の宮社である。

社伝では、創建も古く、近世期は本社の社司が奉祀してきた。

ロ、高尾神社

祭神 不明（龍王神とも）

鎮座地 高城町有水西久保

高尾神社は、永正十三年（一五一六年）伊東尹祐が、霧島神社（当社）の末社として創建した。始めに八龍大明神の神号社で八大龍王とも考えられ、古くから地域民の信仰が厚かった。

ハ、霧島神社

祭神 不明

鎮座地 山之口町富吉

霧島神社の、祭神その他不明だが、往古以来当社の末社であった。

二、市房神社

祭神 主座 彦火火出見尊

相殿 彦火瓊々杵尊

外 三神

鎮座地 熊本県球磨郡水上村湯山

市房神社は、宮・熊岡県境の市房山中腹に鎮座している。大同二年

(八〇七)の創建とあり、熊襲から熊縣に変わった頃である。古書に、

「……永正八年市房御造宮、但日州諸県郡霧島神社同体也、人皇五十

一代平城天皇御宇、大同二年丁亥御草創也……」と記録されている。

歴代の人吉相良氏の信奉の高い神社で、当社の神靈分祀社である。

以上の外、高原の霧島東神社、山田の華舞神社、山田の安原神社、

西岳の霧島神社等が列記される。

三、所蔵願文・寄進状

① 島津久豊立願状

敬白

奉懸 霧嶋六所権現御宝前立願文之事

右、立願意趣書、修理亮久豊如念願、開弓 箭之運、如所存令拝領国

務候者、知行之在所十町、可奉寄進所領之状如件、

応永十六年五月十五日

② 島津立久寄進状

就妻霧嶋御造宮、國中歛進候之間、大刀□□□進之候、

立久(花押)

文正二年六月十七日

(六所権現)
霧嶋六□御坊

③ 島津忠昌朱印状

船頭川上

忠昌(朱印)花押

④ 島津義弘願書

願書

延徳四年二月十日

一 今度上洛仕合等、始中終可得様御神慮奉頼候事

一 諸人心持無相違、當家一篇、相守、惡事無出来家連続之事、并又

一 一郎拝領之諸縣一郡之義、無違篇様、御神慮奉頼候事、

一 又八郎其外妻子等召置候在所、別而無何事様、御神慮奉頼候之事

一 上洛路次統上下、無恙様、御神慮奉頼候之事、

一 義久様義弘久保、早速下向候様御神慮奉頼候之事

右に條々、能々祈念頼存候、仍馬一疋印片兼

奉拝進之者也、

義弘(花押)

天正十六年 五月七日 光明院詣

⑤ 島津義弘願書

敬白

於法華嶽山代僧壹七日參籠之事

一御家景甲乙人心持無相違、可爲當家長久之様、^ニ弥可被加 御守護事、

一義久 義弘 久保、無異儀歸國之事、

一義弘留守中、以 御守護、家内妻子等可爲安全之事、右條々、依今 度上洛、奉勵念力之状如件

天正十六年

五月十七日

嶋津兵庫頭

藤原朝臣義弘(花押)

光明院

註 本文では年月日の下部に氏名記あり。

⑥ 島津義弘書状

以上

其表無異儀候哉、さてさて永々在陣、苦勞之式無申事候、仍忠恒勇健之由、其間候、偏御祈念之故と令満足候、就中於忠恒上洛者、及瑜事者直可爲供奉之由候、肝要^ニ存候、まち存計候、鎌入・慶吉以別紙可申候へ共、辛勞之通相心得^可傳達候、猶期後旨之時候、恐々謹言、

八月十二日

光明院

義弘(花押)

⑦ 島津竜伯(義久)書状写

及瑜弟子成就院性隆法印、龍伯様爲

御使僧球國^ニ渡海、竜伯様御状之写

爲高麗退治、日域之孟士悉令渡海、因茲貴邦軍役之事、任天下之命、去々歳以使礼致演説處、過半調達、珍重^ニ々々、抑彼干戈之儀、從

大明國和睦之媒介依壘望、諸兵雖及歸朝、於九州衆者可爲在番旨、堅被議定訖、然者則薩隅琉球以一致、陣中之用意重要之段、重疊下知之趣不輕間、今一遍之以御賢慮、永々連綿和通之儀、庶幾者也、仍雖微少至存候備之、寔補陋書而也、恐惶不宣、

文祿三年十二月 日

修理大夫入道竜伯

進獻中山王

⑧ 中山王御返書写

貴札令披見、仍高麗軍役之事承候、今度可申付之處、^ニ國家衰末之上、急度其調難成之条、如此之次第候、御使節成就院細碎承候之段、不及是非候、雖然愛許之様体、洵底被見及候之事無隱匿、聊非疎意候、然者永々連綿和通儀、偏所庶幾申候、將又攸賜之方物令領納、從是雖微少之土宜、別楮誌之聊表祝儀、曲折猶付干御使僧之演説而已、恐惶不樓、

萬曆廿二白林鐘初十日

中山王

謹上 嶋津修理大夫入道殿

回章

⑨ 某立願状

敬白 御立願之事

^{高城}東霧嶋權現^江御祓御神榮之事

右、掛^毛畏^儀、大御神達^上、恐^美、恐^善、上願書事^乃、由^被、薩隅日三

州前大守吉貴公^{當病}、御平愈、御息^災、延命、藥方相當、

速疾快然、^{下口難者}一時滅、年^厄、月^難、未萌解釈、一一御希望決定成就故也、

仍抽丹誠可報賽之狀如件、

延享四^丁歲十月吉祥日 欽言

⑩ 寺社奉行所申渡書

覚

御短尺 二枚

^但桐白木箱入 柳板文絹真田緒付

御詠歌 御筆

咲しより

一花春友

今よりハ

一寄松祝

右者、此節從 齊宣公、諸縣郡高城妻霧嶋権現社^江被遊御奉納候條、

以來鹿抹無之様致格護、後年住替之節、堅固可次渡候、

文化五^辰

閏六月六日

寺社奉行所[㊦]

諸縣郡高城

勅詔院

⑪ 島津齊宣 詠草短冊

花春友

咲しよりあかぬ心にこの春も
ちきりて向ふ小花の木の本 齊宣

寄松祝

今よりハ 松にならひていく千世も
かはらず契る言の葉のみち 齊宣

⑫ 寺社奉行所申渡書

(上包)

書附

諸縣郡高城

勅詔院

(本文)

覚

蓮亭院様御詠歌御筆

御短冊

かわらしの
うき雲も 三枚
秋かせの

^但折太綾紗包桐白木箱入、絹真田緒付、右・從 齊宣公、

霧嶋神社^江被納置、金子三百疋被相付候條、以來無鹿末致格護、

住替之節堅固可次渡候

文化十四^丑 四月朔日

寺社奉行所[㊦]

諸縣郡高城

勅詔院

⑬ 蓮亭院詠草短冊

かわらしの光をそへていく秋もみる

長月の影のさやけさ

うき雲も晴よと計くれかけて

秋の今宵の月そまたる、

秋かぜの身にしむ夜半の手枕に

さし入ねやの月そしつけき

⑭ 寺社奉行所申渡書

(包紙)

書附

(本文)

覚

金子三百疋

右者諸縣郡高城霧島神社^江蓮亭院様御詠歌御短冊^ニ被召附、從御
隱居様御奉納有之候処、御吟味之趣有之、此節御用相成、可差出旨
内藏殿、吉井笑八郎取次を以被仰渡候条申渡候處、右之通差出候、
猶又御短冊鹿抹無之様致格護置、若相損候儀^茂有之候ハ、早々當
座^江可差出候、右之趣以來住替之節、堅固^ニ可次渡候、以上、

文政九^戊

正月

寺社奉行所^印

諸縣郡高城

勅詔院

15 島津齊興願文

(上包)

願文

(本文)

夫以積年之志願、此節爲成就、敬神祇奉祈願旨趣、願意上達之道爲
妨滯者、除離退散敢無所障遮、如意満足平等利益速處願達、伏仰、
神德敬白、

安政四年^丁正月^巳

宰相正三位上齊興

別紙之通被仰渡候間、今日御用封ヲ以差遣候^ニ付、鹿抹無候様格護
可被致置候、以上、

大乘院

二月廿二日

知事

勅詔院

16 寺社奉行所申渡書

覚

一瓶子大小式双

但 白焼十文字御紋付

一御香爐^{老ッ}

但 書同斷

右者、從 大守様妻霧嶋社^江被遊御寄進候条、至後年鹿抹之儀無之
様致取扱、住替之節堅固^ニ可次渡候

安政五年

六月十一日

寺社奉行所^印

諸縣郡高城

勅詔院

17 寺社方掛問合書

権現社華瓶^并其外類、此節寺社方^ハ御入付^ニ付、請取方之儀、先達而
被申出置、有馬弥之助便^持持歸り候様申遣候處、荷大^キ品^ニ而一駄位
も有候哉、川上氏^ハ致承知、其上中途念遣品^ニ而、持歸り不相調段
申出候間、来正月以後年頭便共有之候ハ、仕合^ニ相考候間、何様
可致哉、更^ニ限たる品^ニも無之事^ニ御座候間、以相談申越候間、何も
御しらせ被下度、追々鹿行便ハ沢山^ニ有之候得共、適御渡之品故、
中途入念不申候而者不相成事^ニ相考申候間、此分申越候也、

十一月十五日 寺社方掛

勅詔院

18 松田健四郎・梶原平八郎受取書

受取諸所參錢方

④錢五百拾五文④④

内 五百文 本

見分 川上八郎左衛門④ 拾五文

右老行、未二月十二日從三割之利

勅詔院

右者、諸縣郡高城六所權現社去_午年中參錢として、利付を以上納也

松田健四郎

未 二月十八日

梶原平八郎④

『地誌備考』の書には、北郷忠相（都城島津家八代）の「北郷忠相寄進状」が記載されている。これは当社所蔵文書にはなっていないが、参考のため次に紹介する。

北郷忠相 寄進状

一大蘭門

前田 一反

狐塚 八反

そう光作 四反

「字不知」 二反

同所 七反

以上 二町二反

天文廿一年_{壬子}二月吉日

右御寄附者、當社米事_{〔神領敷〕}、頁宮ヶ中爲_{〔宮〕}、畠地北原殿被寄進畢、仍藤原

忠相忽被成寄進処、證文而已、

元主快憲（花押）

右寄進状は畑地の神領寄進であり、宮ヶ中は高崎繩瀬の地名で北原殿の、（大将白坂下総介（高崎城主・地頭）は北郷父子軍に敗退戦死した）旧領地の事である。快憲は当社別当寺（仏作等）の、開山性空上人から十代目の住職である。

古文書概説

- ① 島津久豊は、南薩地席巻後日向穆佐に移り、伊東祐安と和議しその息女を娶った。穆佐から当社に参詣し所領十町歩寄進、武運長久ほか祈願の立願書である。二年後に宗家八代守護職就任、総州島津家を押し薩摩全土支配に成功した。長男忠国が穆佐誕生で第九代を継ぎ嘉吉元年（一四四一）に、將軍足利義教から琉球の加封を受け領した。
- ② 島津立久は第十代守護職就任後、善政で領国の安泰が続いた。文正二年（一四六七）に國中勸進で当社造宮、太刀外寄進した。二年後の応仁の乱は、細川の出軍要請を無視した。伊東の日向守護職補任を阻止、琉球貿易の統制権と権益強化された。
- ③ 島津忠昌は、十二歳で第十一代となる。同族間の葛藤で國中が乱れ、十五歳時に国久・季久が忠昌に降伏した。北郷・樺山ら十氏も起請文で忠誠を誓った。この朱印状は宗家の古文書でも古く、本文欠如で内容不明である。船頭川上は家老級の者だろうし、琉球との交易文書とも推察される。
- ④ 第十七代島津義弘達の九州制覇が、秀吉の征討軍と和睦した翌年の文書であり、親族達や上洛の安全祈願を、光明院に依頼している。

光明院は及瑜法印で当初穆佐光明院住職となり、義弘・家久の信任が厚かった。

⑤ 光明院宛の願書で、本庄法華岳寺に代僧派遣で家久や親族の無事外を祈願依頼した。

⑥ 義弘書状で忠恒の勇健や及瑜供奉の上洛等を、光明院への伝達書状である。

⑦ 第十六代島津義久が、当社仏作等の性隆を使僧にし、琉球中山王に送った書状写である。

⑧ 中山王から義久宛の返書写である。中山王の返書万曆廿二年文録三年であり、この書翰が当社にあり義久が書写を命じ、本書状は徳川家康に提出したものと思われる。

⑨ 当社へ祓や神楽奉納をし、第二十一代藩主吉貴の、病氣平癒や諸祈願成就の立願状である。十月吉祥日だが同月十日に逝去している。

⑩ 第二十六代藩主斉宣の、当社へ奉納の御詠歌二短冊である。

⑫ 齊宣夫人蓮亭院の奉納御詠歌と、金子三百疋奉納奉行所申渡書状である。

⑬ ⑭ 関係の御詠歌短冊と金子三百疋寄進の奉行申渡書で、⑫とは九年の開きがある。

⑮ 第二十七代藩主斉興の、障退散や利益満足の成就を、神祇に祈願の願文状である。当社の社殿・脇社の建築と鳥居寄進をされた。

⑯ ⑰ 丸に十字紋入り瓶子や香爐の寄進、奉行所の申渡書である。

嘉永年社殿造営棟札

1 表 面

参議正四位上行左近衛 権中将源朝臣齊興
上棟日州諸縣郡高城郷東霧島神社

嘉永元年戊申七月十三日 起功
同 二年巳酉三月二十九日畢功

舞殿 脇之宮 寶殿 末社造替拜殿御供所

家老側詰兼務 島津藏人源久名

友野市助源長裕 愛甲源五郎 藤原藤貞

横自助 吉田清十郎 息永清貫

作事方下目附助 橋口矢太郎 伴兼禮

大工頭 阿蘇鉄矢 大中臣政辰

郷土年寄 伊集院孫八郎 藤原兼行

朝日勘左衛門 藤原純守

與頭 中島丈左衛門 藤原矩成

郡見廻 内之浦直右衛門 藤原兼長

青木彌兵衛 藤原正津

2 裏 面

奉再興東霧島神社 末社鳥居御神輿御神具

惣再営

右為奉護持大檀主源朝臣齊興邦君齊彬公

并御善男女中様

各御息災延命御国家安全御子孫繁昌風雨順次殊五穀成就万民豊樂二願念如意御満足之故也

3 箱 蓋 表

大波社 御輿装具

一 板櫻珞 四ツ

一角櫻珞 四ツ

當山 二十二世住 照誠 代

4 前同 裏

一 板櫻珞 四ツ

一角右同 四ツ

東霧嶋大波社

嘉永二^西三月十四日

御當家二十九代大字齊興公御再興

當寺二十二世住 法印照誠代

5 御輿 内屋 天板 (右上分)

寛政十六家久公御建立所及

大破教嘉永二己酉春太字齊興公^故

御再興 天下太平 國家安全

五穀成就 萬民豊榮

6 前同 (左上分)

奉再興 薩隅日三州太守 御當家

二十九代 齊興邦君

御息災 延命御武運長久ニ

御願令成就故也

7 御輿 内屋 床面

御家老 調所笑左衛門 殿

寺社奉行 新納 内藏 殿

御用人 海老原宗之丞殿

寺社方取次 御細工奉行勤

愛甲 源五郎 殿

右全書役 藤井戈之丞 殿

維嘉永二己酉四月吉日

法印照誠 代

第二十九代齊興の記事だが、当家略記では二十七代になる。資質明敏で威厳のある齊興は、負債五百万両の処理を、家老の調所に命じかなり回復した。「薩藩旧記雜録」と「三國名勝図会」の編纂と、天保改革成功は有名である。

支配権力地拡張で鎬を削り合う、戦国相克の乱世も徳川幕府成立で終止し、各大名も領地の経済立て直しや国富に尽力するようになった。第十八代島津家久施政時の寛永五年（一六二八）九月二十日夕方六時、当社の火災で社殿が悉く全焼した。真言宗仏作寺開基の及瑜法師は、義弘・家久父子の帰依僧であり家久の学匠でもあった。家久には東霧島は縁故の地でもあった。

藩には当時十四万両の負債があったが、家久は寺社奉行に当社の復興計画と施工を命じ、漸く完成したのが寛永十四年（一六三七）一月二十七日であった。家久は翌年二月六十三歳で歿した。家久所縁で現存する寄進物は、梵鐘と御輿である。

以後霧島山噴火の影響も少なく江戸末期に至り、社殿老朽化で前記齊興藩主の大英断で再建された。この社殿材木は、当地自生のクスの木が多く使用されている。本殿は前室が三間社流造りで、身舎柱は頭貫や内法長押で固め、柱上には奉鼻付で平三斗が組まれ、中備には墓股がある。西側面には跳勾欄がついに切目縁になる。向拝の八角柱と龍と水引虹梁は、瑞雲彫りである。本殿全体が木太で彫刻が多い。

祝詞・舞・拝の各殿も、同時造営とみられる。拝殿柱上に平三斗が

組まれ、墓股が中備に配されている。向拝角柱上に水引虹梁が渡され、根付木に木鼻をし速三斗に、墓股状の彫刻が中備にある。権現社造りで宮大工の技工が発揮された近世様建築物で、貴重な文化財価値をもつ社殿である。

家久寄進の当社浜下り神事の御輿は、旧島津治領地内で藩主寄進は唯一物件で、近世中期頃神幸の時破壊されていて、嘉永年の社殿造営で修理した一件が、当寺照誠法印の墨書で残されている。この工事の時石段下に石造鳥居が造立寄進されたが、昭和二十九年九月の台風で倒壊し粉々になった。

四、性空上人と金剛仏作寺

第三十代敏達天皇後後裔の、左大臣橘諸兄の六代孫の仲太三郎（性空上人）は、平安前期末の延喜十年（九一〇）に京都で生まれた。幼少時から仏教書を修し、「妙法蓮華經」八巻を十歳時に読破したという。二七歳時の承平七年（九三七）に父橘善根死去で、天台宗の修験得度で母を伴い日向の当社に來た。霧島東方発心門の当社性空堂に起居し、長尾山地外各地で、法華經読誦外修行を八年重ねた。その後山城に帰国し比叡山で、三十六歳で性空名号で受戒した。関係文書に次の文がある。「……同国霧島山に籠居て、法花經を讀誦し給へり、山厨檀絶えたる此経中に、粳米出現せり、又窓の下に煖餅を得たり、味甘露の如し、是より後飢苦なし……」。

上人は又天台仏法巡錫で、霧島山麓地目指し南下の旅に出た。乙・若二童子と從僧との行脚再来である。別の古文書では「……上人に記を与うと彼文にあり、南方に於て國をば宝滿世界と云い、福報遍照花光藏仏と名く委くは、法花三周の授記の如し、霧島は天地開闢の所……」と記されている。

天慶八年（九四五）霧島岳の猛火熾んとなり、当社も類焼し仮宮であった。上人は神仏習合の教義に照し本源貫徹で、社殿再建に巡錫尽力し、漸く勸請に成功した。再宮は天曆二年（九四八）戊申と「当社記」にある。前記焼失で十握劍も行方知れずである。八方探索でも不明に上人腰掛嘆息中に山鳩一羽飛來し橘枝止まりを三回繰り返し、トコロの実を数個落した。上人は修行による観念の明察で、橘の根元近くを掘り石鞘に納る劍を発見したが、曇りなく光輝いていたという。当社の秋祭饗具にトコロ実は、必ず供えられてきた。橘氏の出と当地それに橘樹との、深い因縁が感ぜられる。

当社參道脇の山裾大岩石前に性空堂はあり、雨天時は奉読經三昧に耽けり、晴天日は巡錫を重ね、別当寺開山を語り、庶民達に信仰帰依の法話を説いた。己れを空に一途に仏道精進するの性空名義を説く教えは、阿闍梨に相應の大衆心も引き付けた。上人の読經法話を聴聞し、信心と生活安泰を戴く為に、続々と善男善女達が奔めく日々になったという。

当社別当寺建立計画は、地方民の信仰奉仕の応援を得て、郡衙中心の官民一致で、資材の調達搬入と建築奉仕が進められた。そして新規の別当寺建立に成功した。天台宗本山の許可助力もあって、霧島山金剛仏作寺の寺号として後に錫杖院号下賜もあった。

本尊には地獄道の障碍を破碎し救済されるという、千手千眼觀自在

菩薩（通称千手観音）の像を安置し本願とした。同菩薩は胎藏界では虚空藏院の北端に座される。仏作寺開基は応和三年（九六三）癸亥であり、諸縣地域での高僧の法話拝聴に、遠路も厭わず修験僧及び信仰者達が蝟集している。上人の護摩焚修法は、警戸神社境内地であった。

上人が仏作寺着工前に長尾山地尾根の、当時樹齡二千年の一本杉根元で、読誦修行を重ね勸請された。「来由記」に、「……人皇六十二代村上天皇御宇応和三年癸亥性空上人攀陟當阜絶頂十七日夜誦讀法華妙典……」とある。「凶会」には、「東霧山金剛仏作寺……本尊手千観音木座像即東霧島権現の本地とす當寺は……応和三年癸亥の歳性空上人開基して東霧島権現社の別當とす……」の記あり。

別当寺開山を示す別の古書は、「……霧島山天台宗初メ建立当社別当寺トナル以来末寺マデ拾式ケ寺有り……」と記す。当社の北方域から東南の開地を中心に、修験僧達の宿坊や庵が各所にあり、人の往来その他で賑わった。

次の茲円・鳩山齋・茲恵・巢崎・堀米・松迫間・政所の七か寺が現在知られていて、外の五か寺名は不明である。

文暦元年（一二三四）に霧島山炎上で当寺も焼亡したが、花園帝勅筆の院名も焼失した。開基以降錫杖院であったが、元禄年中（一六八八―一七〇三）に勅詔院号の下賜があった。上人は菊理比売神と十一面観音像を彫刻し奉納した。自身の像彫もあったが炎上の難に合い、島津家久下命で隈州加治木の仏師康嚴が焼失前の絵図に似せて像刻し奉納した。上人は薬師堂と真照石碑を造立し、同寺の法灯堂守を弟子從僧に後継し、土地民に別れを惜しまれながら、長期滞留の当地を去った。上人は他所神社の別当寺も開基され、白鳥神社も創建された。

六根清浄の仏徳を普く下し与える上人の名声は、崇高なものがあつた。寛弘四年（一〇〇七）九十七歳で、書写山の靈地に入滅された。当社や仏作寺での修行を懐かしく、走馬燈の様に脳裏を駆けめぐったことであろう。実に偉大な包容力のある実践の先賢であつた。この平安中期は修験道修法の大隆盛期でもあつた。煌煌と光り輝く壮大で勇壮な篝火が、漆黒の暗夜を照らし、幽玄な妖気が漂う荘重な雰囲気での修法が度々催された。性空は在家での修法で数々の靈験を得られて、遺憾なくその力を發揮された。

霧島山金剛仏作寺勅詔院歴代住職

天台宗開山 性空上人

| | | | |
|-------|------|----|----|
| 實宥 | 有澄 | 真仲 | 真盛 |
| 澄存 | 澄秀 | 澄憲 | 快宗 |
| 快宗 | 快憲 | 舜恵 | 豪澄 |
| 真言宗開山 | 及瑜法印 | | |
| 性隆 | 性秀 | 頼尚 | 恵以 |
| 龍意 | 玄譽 | 茲範 | 盛長 |
| 光如 | 實盤 | 有實 | 有傳 |
| 盛善 | 盛範 | 盛林 | 覺有 |
| 快音 | 覺暹 | 盛潮 | 昭應 |
| 照誠 | | | |

五、伝説及び由緒

鬼の石階段

伊邪那岐・伊邪那美夫婦二神は、霧島山の奥深き聖域地大八尋殿で起居され、国土や物造りと神生みに精励される日々であった。時折長尾の尾根坂を下り端の霧島神祠(当社)で、参詣する里人達の祈願に答えられて、諸々の幸を恵んでおられた。村人に混じって訪れる身重の婦人達の安産祈願で、坂上りは大層な努力を要したので、みかねた那美神は、坂下に安産神祠を移されたのである。那岐神は坂上の本殿から、妻の神祠に通われる妻恋神幸になったが、夫神もこの坂の上り降りが大変であった。

ある閑かな春の日の午後、坂を上ってきた那岐神に、昼寝の終わった懶け者の赤鬼と青鬼が、「大神様／あの太った人間が食べたいので、どうぞ許可して下さい」と願い出た。そこで大神は、「お前達が一晩でこの坂に石階段を積めば望みを聞こう、夜明け迄に終えねば命はないものと思え」といわれた。霧島山に夕日が沈み周辺が暗くなると、二匹の鬼共は北方の山麓地から石を担ぎせせと運びながら下段の鳥居付近から、積み上げにかかった。夜中に青鬼は神門の下も積み終えた。夜明け前の時が刻々と迫り、最後の大石を担いだ鬼共が、中段まで上りきろうとした時、当社の長鳴き雄鶏が「コケッコウ」と、一番鳴きを始めた。次々他の雄鶏も呼応するように、「コケッコウ」

と鳴きだした。

さあ大変だ、赤鬼・青鬼共に表情がこわ張り、両鬼共石を担いだまま、大急ぎに階段を駆け下り始めた。鳥居を潜ると赤鬼は足がもつれ、故有谷川に倒れ大石で圧死し、血まみれのあえない最後になった。青鬼は重い石を担いだまま先に逃げ出し、葦原の中を走り御太刀田川原まで来ると、草蔓に足が絡まれ片足は深みにはまり転び、石に押えられ息絶え絶えで出血死した。その後、しばらく赤色と青色の血に染まった川水が流れたという。

別に、人間を食べる願いで、一匹の鬼が石段を築き始めたという伝説が、大分県豊後高田市熊野山中の、熊野権現社にも伝えられている。この二社の鬼殺伝説は、全国でも極めて稀な説話になっている。当社では、末社磐戸神社の岩戸開きに一役働いた長鳴鶏や、埋もれた十握宝剣さがしに活躍した鳩の由緒もあって、生鳥は神饌に供しないという故実があり、永代厳守されてきている。

橘の由緒

当社の紋章は、橘の花と葉を組み合わせた表現になっている。橘と橘類の接木台木に利用されている。この橘が古代から当社の神話伝承と神祭に、意義深く関りがあつた。当社では神木として、本社脇に自生していた経緯があり、かつては境内や周辺地域に数多くの群生もあつて、橘の自然地名にもなっていた。当社では橘花を神枝と共に供えたり、秋祭りでは橘実枝を必ず供えてきた。また橘が神聖視された、呪物化の神木でもある。

那岐神が黄泉国から逃げ帰りの禊祓を「古事記」は、「……到坐筑紫日向之橋小戸之阿波岐原」而、禊祓也。……とし、神聖地を示す橋の地名である。末社警戸神社の岩屋戸に天照神が神隠りの時も賢木と橋の枝葉が神籬の役目を果たした。また舞神の天宇受賣命は髪飾りに、香り高い橘花を使い舞って、天照神誘い出しに成功された。橘花を愛された大山津見神も、娘誕生に木花之佐夜毘賣と命名されている。性空は橘根元から十握剣を掘り出された。このように古来からの当社では、橘との縁が深くかわりがあり、神祭の憑依木としても、儀礼にも欠かすことのできない木であった。

橘三千代や諸兄が橘性を受けて以来、著名視されてきた。「景行記紀」では、ヤマトタケル命妃がオトタチバナ姫名で登場される。応神天皇が「日向」諸縣君之女、名ハ髪長比売」を「喚上げ」の歌謡にも、タチバナがある。太子（後の仁徳天皇）は絶世美人の比売に、一目惚れの恋情で天皇は太子に比売を与えられた。高崎町塚原の前方後円墳（双子塚）は、霧島山麓地での最大墳であり、諸県君牛諸井の墓とも伝えられる。その東側に周囲百米余の方墳が滅失しているも、本県最大方墳であった。牛諸井妃又は髪長妃墳説がある。

霧島社の憑依聖枝を奉ずる巫女が、太子の妃になる事は当然の成りゆきである。諸県の郡衙に侍る采女達は、諸県舞の芸能を天皇や太子に奉納舞もした。大化前代での比売（妃女）は、「天鈿女」（靈受全元）や「玉依姫」（靈憑姫）の固有名詞の解釈で、巫女であったということである。

的場刃傷事件

文政五年（一八二二）二月十六日の東霧島権現社祭礼日は、近郷近在からの善男善女達が集まり、大賑わいの日であった。前年十二月の霧島山噴火の水田砂上げ仕事が片づいたばかりの休養の日でもある。

この例祭日に、高原郷広原村と高城郷有水村の二才中（青年）達の行きずりとなり、ふとした事で口論の悶着となつたのか、広原の山波仙左衛門と有水村の肥田木鉄右衛門との、大刀を抜いての斬り合いに発展した。この果し合いでは、山波の方が斬り殺されてしまった。

急報を受けた両郷の所役が集まり、死体見分けをした。そして同月二十八、九日に、両郷及び高崎・高岡・都城の横目衆も集まり、吟味が続けられた。結果は鉄右衛門に助力した他の二人を含め、三人共即刻切腹の沙汰になった。喧嘩両成敗の達示である。その後鹿児島府本（藩奉行所）への裁量見分けて、山波へ三十匁、肥田木へは二百五十匁の科銀が、両郷支配所を通しての申し渡しがあった。

以来高城郷士の関係係末孫達は、東霧島権現社への参詣はしないということである。

東霧島の石塔群

高崎町教委が町指定文化財にした当社の石塔群は、本参道石階段下から北方二百メートルの、台地上に位置している。鎌倉期から中世末期に至る時代区分の石塔が、主に造立されている。その北東方低地に藩事業の樟脳蒸留所が設置されていて、藩財政の収入に大きな貢献があったらしい。明治の廃仏毀釈令の後に、当所の石塔各部分石のかな

りの量が、この蒸留器の基礎石に転用するために、持ち去られた事を古老が話していた。石塔造立地は台地であり、かなりの石塔残欠が地中に埋没している事が判明したので、町教委及び神社で三ヶ年にわたる発掘調査を行った。それでも完全な発掘・復元には至っていない。

当所の石塔群は宝塔と五輪塔が主であり、外に少量の宝篋印塔基礎石が発見されたが、板碑は散逸や埋没中かで、未発見未復元である。

これら石塔はインドではストーバ、中国では卒塔婆^{そとば}といひ塔婆と約している。造立目的は仏舍利奉安・三昧耶形・伽藍莊嚴・供養等の多様である。日本への仏教伝来は五・一三年の継体朝の頃とされる。敏達帝十四年の大野丘北塔造立が最初とされる。推古朝の末期には数十基が造立になっている。

仏教伝来後奈良期迄は、釈迦信仰の舍利奉安であった。平安初期の密教伝来が各宗派に影響したし、卒塔婆は大日如来信仰になった。そして層塔や宝塔の建造も盛んになった。木造の三重・五重塔の伽藍莊嚴の意味で、寺院建立が多くなる。最上部の輪数の多い塔婆は重要で、木造建築では銅製になる。中世期でも密教寺院の教義に深く浸透し、武士階級にも理解された。大日如来信奉に所依する考え方に徹すると、逆修（生前供養）や追善（死後供養）で、戦国期まで続いた。印度、中国・朝鮮では梵字と共に、次第に見られなくなった。人の供養で石塔を造立するもので、近世期に入ると土葬制となり、生前供養の必要はなくなり死後供養に変わっていった。

宝塔

釈迦が法華經説法で地中の多宝如来の宝塔が湧出し、釈迦賛美で塔内に釈迦との二尊が並立した。以来六所宝塔が造立され、真言では瑜祇塔外造立で、塔身に密教四仏が表現される。宝塔造立が盛んとなり、

塔身首部の高さで時代制別が可能になった。

当社の石塔群内宝塔で代表的なものは、鹿兒島県隼人大隅正八幡宮（鹿兒島神宮）の、社家桑幡氏の三男家筋の造立石塔になる。桑幡助道の三男栄道は中納の屋号をたてたが、その孫の幸道の二男が幸守である。中納別家の中納幸守の宝塔が左端になる。その隣接は幸守孫の中納幸清の塔である。この二基は相論請花や伏鉢が同様形式であり、笠石に同家の屋号紋様が刻出してある。幸守塔は吉野期、幸清塔は応永中期の造立になる。南九州では氏名の刻出がなく紋様や輪数で判断する。

諸県では小林に桑幡氏系の六塔がある。その多くが南北朝期で、武家方と官方に別れて武力争乱が続いたが、神社守護のため派遣された社家である。任務の合間に念仏誦唱し自己の生前供養宝塔を造立した。伊東や肝付系の残欠も見られる。

五輪塔

密教の五大思想を塔形に示し、五段階（空・風・火・水・地）の各輪で成立する。密教伝流で始り、胎藏界の大日如来を標識に「三昧耶形」とする。古代印度のパラモン期に原点が求められ、宇宙五原素説を結びつけている。空輪は固形（六角形の十二面体）の、風輪は半月形（八面体の半月体）の、火輪は三角形（四面体の三角体）の、水輪は円球形（二十四面体の円球体）の、地輪は立方形の（八面体の立方体）の、として、五輪形式の確立である。

五輪塔は塔身なく、五輪全体が大日如来の抽象化である。東西南北四方門梵字が刻出される。平安末からの造立で無記銘が殆んどである。各輪形容で家柄を示すことがある。鎌倉初期以前は火輪辺縁がなくて、其の後次第に厚みを増している。近世期の五輪塔墓は六一七輪になる。

これは逆修塔ではない。水輪石に穴があるのは、骨灰を納めた追善供養塔になる。穴のないのは本来の純然たる逆修塔である。

当所の五輪塔は鎌倉初期のものから見られ、比較的「小形」のものが多く、豪族の造立ではない。伊東・肝付家等の塔石が調査された。

廃仏毀釈令時までは、この一反歩の土地全体に造立されていたもので、民間の石臼や砥石に加工されたという。層塔・宝篋印塔・板碑・無縫塔・石幢・多宝塔等の造立は見られないので説明を省く。

梵鐘

東霧島権現社の別当寺東方前庭に、鐘樓の絵があることを「凶会」で知り、追跡調査をしていた。昭和五十年夏に長崎市北高校田中教諭の知らせで、梵鐘所在が漸く判明した。同年十一月に長崎県西彼杵郡三和町為石の宝性寺（曹洞宗）に出向き、調査して「日州東霧島山大権現」の銘刻をはっきり確認できた。

その二百三十九字の銘文によると、慶長二十年春島津家久が一万四千の大軍で、大阪夏の陣に出陣する時諸願成就で、当社に祈願奉納した梵鐘である。明治二年の廃仏毀釈命令で、霧島山金剛仏作寺勅詔院も、取り潰しになった。梵鐘や仏具は鹿兒島の細工奉行所に送られ、西南戦争終結現地除隊の官兵達が、海上輸送で為石村に運んだのである。戦時中の金属供出でも特別免除の運の強い鐘である。

昭和五十六年返還交渉が成立し、十二月に高崎に運ぶことが出来た。現在東霧島神社の旧位置での鐘樓に吊されている。宝性寺には新鐘樓建設と新梵鐘を鑄造して贈呈した。譲渡を受けた旧鐘樓は、明治二十八年の棟板があった。柱一本は白蟻の食害がかなり進み、二本目も五

割の食害があつて、よくこれで耐えられていたなあと驚いた。倒壊し、梵鐘が割れると、文化財価値は半減である。

同鐘銘文によると、先ず密教法具の三鈷柄と十握劍身を模した陽鑄があり、神力を憑む大壇那家久の意を込めたものと想像される。これには梵鐘研究家の坪井良平氏も注目していた。祈願内容は大檀主（島津家久）御家長久・御子孫繁昌・武運自在・国家大平・万民快樂・諸願皆令満足の陰刻字がある。大願主は当社別当寺の性降法印名があり、上求菩提・下化衆生の願文になる。

次に真言各衆僧名と助作者・助力衆士名がある。鹿兒島の立野で伊藤久三部良が鑄物師であり、伊藤氏系の鑄物師名鐘山口県下に、二鐘残されている。鹿兒島で鑄造鐘は外に見られず、一時的に鑄物師を連れてきたものであろう。丸田新左衛門入道氏房の銘刻になる、氏房は薩摩刀の名刀鍛冶で入道とあるから、隠居で仏門に入り末年になると都城に移居している。都城から馳参じ陰刻したのである。多くの異字体使用で現代感覚では読めない。鹿兒島で鑄造して福山まで海上輸送し、その後は、木馬かダシゴロ（木車）に積載の牽引で運び、当地で陰刻したものである。古字に「鬘まげ」がある。両手に持つ皿に生贄の血を入れ、逆にして人頭にふりかける事である。中国故事に孟・梁恵王の「將ま以鬘ま鐘」とあり、古期の入魂儀式の事になる。同梵もこの秘儀が催されたものと思う。

庄内の乱東霧島本陣

島津支流家の伊集院忠棟は、豊臣秀吉の西征島津攻めでは、降伏後入道し幸侃と名を改め、秀吉方へ進んで人質になった。そして島津家

と秀吉との交渉事では、忠棟の外交手腕は面目躍如たるものがあつた。石田三成とも意気投合で親交を結んだが、秀吉が島津義久に寛大なものも、忠棟の働きが効を奏したとされている。

同じ島津支流家の都城の北郷時久は、西征根白坂決戦で島津軍敗退降伏でも、抗戦決意で配下の各城砦に戦備を下令した。その攻撃で羽柴秀長十万軍は野尻まで進出し、高崎観音瀬の堰止め都城水攻めの策をした時、時久は降伏した。高崎・高原の兵を連れ飢肥城を守つた上原長門守は、秀吉の軍使を斬るなどして、一年間開城しなかつた。その墓は高崎小牧にある。

大園検地で忠棟は、三万石の肝付から八万石の諸県を主に配領した。時久は諸県六万五千石を没収され、祁答院三万七千石の減封になつた。時久の子忠虎は文録の役病没で、祖父と孫長千代は都城の地を懐かしみ、虎居城地を「宮之城」としている。秀吉も慶長三年（一五九八）六月伏見城で、六十二歳で世を去つた。忠棟は立場不安定となり、島津宗家の忠棟排除計画に好都合の機会到来である。徳川家康は三成が目上の瘤であり、島津宗家への助力をはかる。翌年三月忠恒が京都伏見の自宅で、背後から忠棟を抜討で殺した。通報を受け激怒したのは、三成と嫡子の忠真であつた。

忠棟急死の報で都城の忠真方では、宗家との決戦軍議を決した。忠真の室は忠恒の妹であり、義兄弟間の葛藤決戦であり、忠真の反旗で庄内の事変は勃発した。帰藩した忠恒は同年六月三日鹿兒島を出陣し軍は霧島岳を迂回し、東霧島に到着金剛仏作寺を本陣にした。義久・忠恒の総軍勢四万人には、北郷長千代丸・佐土原島津・垂水島津外各城主軍が参加し、家康の指図で高橋県・太田白杵・寺沢唐津の諸軍勢援軍も到着した。高原城は入来院又六が入城し、高崎城には配下の大

将を置いた。忠真軍は一万人の総兵力で、各城砦に武將軍を配置した。野々美城を守る有屋田大炊左衛門は、伊集院忠国の四男義久（麦生田氏祖）の二男忠房（有屋田氏祖）を祖とする系統である。

先ず山田城攻撃を開始し、同城は六月二十三日に陥落し城明け渡りで、忠恒は同月末に本陣を山田城に進めた。七月に当社の仁王門前の一帯で攻撃軍と防備軍の、熾烈な攻防戦が展開され、多数の死傷者となり攻撃軍に利なく退去した。同月山之口城の倉野軍が高崎繩瀬の関に攻め入り、防衛の入来院軍勢との攻守乱闘戦になつたが、城主倉野七兵衛が鉄砲により戦死した。戦意低下で混乱した同軍勢は後退した。家康は義久方へ作戦助言もし、忠方へは降伏仲介もし、忠真は翌年三月に宗家の軍門に降つた。都城は十一歳の長千代丸に返還され、真ちに元服し加冠は忠恒が執行した。忠真は帖佐二万石に転封となり、慶長七年（一六〇二）八月七日野尻で誅殺され、同族一統も悉く息の根が断られた。

長尾杉の馬標

重畳として連なる長尾の尾根上に、古代からの老杉一本が周囲の樹木を威圧するかの様に、聳え立っていた。当社の古書では、枝の四方広がり一反歩以上で、樹木幹回りは五丈あつたと説明している。当社の天地創造神話により神の依代縁起木であり、大山津身神が祭祀されてきた。長寿延命外諸願成就の靈験あらたかの神木であつた。御池爆発（黄色スコリヤ）の高温熱ボラ降下後、自生成長したのである。以後の噴火降灰でも枯死せず、成長繁茂し続けてきた。明治二十三年に激甚台風の直撃を受け、樹勢が極度に弱まり始め、三千年の樹齢も敢

無い枯木の運命になった。

宗家の歴代守護職が参詣道中に遠望した、信仰奉賛の厚い霊威木でもあった。第十七代島津義弘は戦国期に出生し、当社にもよく祈願参詣したが、二十数回の歴戦出陣でも戦運の広大な豪勇の士であった。朝鮮の役で薩軍の勇武と戦果に感心した加藤清正が、義弘の陣屋を訪問したが、いずれが将か兵か見分のつかぬ状態で暖をとり、粥をすすり合っていた事を感じ入ったという。祈祷僧は当社別当寺の及瑜法印も従僧を伴っての従軍であった。

秀吉の死去で諸軍勢の引き揚げ開始になり、義弘は泗川の新塞城にあって撤収順調化の、守護役目の任にあった。その時明大軍の援軍来襲の重大情報を得た。風雲急の状態に義弘は祈祷して、吉祥の夢中に当社の八幡神から、「長尾の獨木杉を馬標にせよ」との託言を受けた。翌日それまでの三西瓜の馬標を改めて、一本杉型の新馬標を新調した。鳥の羽根を植えこんだ馬標は長さが五尺三寸五分、竿の長さが八尺八寸であった。

九月末に明の董一元ら二十万の大軍が、新馬標の立つ義弘の新塞城になだれ込んだ。この戦で義弘軍は敵の八万余を討ち、三万八千七百の敵兵の首を得たといわれる。「島津中興記」には「……特に明の大軍襲撃し……我兵恰も草蒿を刈るが如く、斬獲算なく、死屍忽ち丘を成す。……」とある。一本杉については、「……城上芝生の高丘には一本杉の馬標を建て螺を以て號と爲し、……」と延べている。この戦で義弘軍の戦死は四〇五人に止まったもので、正に天幸とする。この戦諸軍勢も明哨船に損害を与えた。この戦で敵兵に馬標を分捕られる一幕もあったが、黒木太郎次郎・押川公近・大山綱宗・黒田宅右衛門らが、勇敢に敵船に乗り移り奪いかえしに成功した。慶長五年（一六〇

〇)の関ヶ原の合戦で西軍に組した義弘軍は大敗して、九月二十九日に重包圍軍の中を馬標をもって突破に成功し、領国に引き揚げた。この馬標は現在、鹿児島磯御殿の資料館に展示してある。

大杉参道並木外

1 大杉参道並木

樹齡三百年を越える大杉の並木が、仁王門奥参道脇にあって、太い枝が伽藍の椀木の様にながしりと繁り、梢は亭亭として天空を圧するかの様に風に靡いていた。昭和二十九年九月の猛台風で倒伏の被害木が多く、残余の杉木も後年処分された。

2 仁王門跡

勅詔院より、辰方三町ばかりに当社の仁王門があり、明治初期の神仏分離令に続く藩の廃仏毀釈令で、阿・吽像の二体は近隣の低地に埋められたと思われる。同所門前一带で庄内の乱事に熾烈な攻防戦が展開された。

3 仏作寺歴代住職墓地

社務所の南方百メートルの山地際に、天台宗寺の住職墓群がある。社務所の西側隣には、真言宗寺住職の各墓塔がある。社務所から東百五拾メートルの地に、第三の住職墓群があった。同所の及瑜法印の板碑型墓塔は、昭和五十年代に真言宗墓地に改葬された。

4 射場

仁王堂より己の方一町五十間の所に通り堂があり、庄内の乱時にその上に射場があって、島津忠恒(家久)の弓矢の稽古場になっていた。

5 御弓張クス

前記射場脇に弓張の大クスがあった。当邑を擁護のクスと呼称されていたが、仕方なく藩の樟脳用に伐る事になった。ところが柚子(木挽)が斧を過り、事故死したという。以後村人間で疫癘消除の射術修行が続けられてきたといわれるが、今は途絶している。

6 長尾御陣の事

勅詔院から己方六十三間の地にある長尾山地端に位置し庄内の乱の陣屋砦の地である。別に陣の端砦とも呼称されている。

六、後記

文暦元年(一二三四)の十二月二十八日に、霧島山の爆発炎上で山麓の各社寺や民家も焼失し、以後も類焼が続く災難である。当社も焼亡し広範囲に及ぶ被害甚大になった(当地の黒ボラ層)。これで狭野社の神体と華林寺の本尊や祭具も、当社の仮宮寺に移遷になった。社司や住僧の随行もあり、焼失被害の両社寺の同居であった。

当社に長期仮宮鎮座の後、復遷の気運になった。宗家第十五代島津貴久の命で、天文十二年(一五四三)に仏作寺の住職舜恵法印は、当寺の宝物「性空九条袈裟と伝教大師自筆の「法華経一書」を頂戴した。そして華林寺の住職になるため仏作寺を退き、狭野社神体と華林寺本尊は、三百年振りに高原鎮守社に遷座された。この頃仏作寺知行五百石も取潰しになっている。十八歳の貴久が寺玉まで持ち出す、思いき

た厳命の理由は何だったのか。舜恵と仏作寺の確執があったのかどうか、舜恵の私利私欲が貴久をそうさせたのか、極めて不可解な当社寺の大事件であった。高崎・高原はこの年号時、北原氏の席卷地であったとも思われる。

「当社記」にある人皇第九十四代花園院天皇の「御勅詔書(桐箱錦欄袋)」が、代々の住職交代時に、神官立合で封印を改めるアケズの箱があった。同詔書も明治初年の神仏分離令時に、他の宝物や重要書類と共に、藩命による鹿児島への提出でその後返還もなく、現在同社に伝えられていない。

天文年間(一五三二—一五五五)以前は、霧島神社の主社号であり、密教にある霧島山東方発心門で東霧島神社名を、略称することもあった。北原や伊東の両氏も、武神の名声のある当社を手厚く奉祀していた。永録の中頃神面・神楽面や多くの鏡や社宝が、武将達により安全避難を理由により持ち出され、その後ついに戻ってこなかったという伝えがある。

当地の覇者が島津氏に替わり、同氏の累代では多くの信奉領主があつて、社号も東霧島六社権現宮となり、第十八代家久は大権宮の社名にした。当時の祭典は次の二種になる。

大祭日 二月中西の日・九月二十九日・十一月中西の日。

中祭日 一月七日・五月五日・六月一日

藩庁からは、大祭に米一石式斗、中祭に米五斗六升の、奉賛扶持米が届けられた。

明治元年二十一代照誠の時政府の神仏分離令政策が布達され、島津藩ではさらに廃仏毀釈令の厳命があつて、別当寺外全寺が廃寺の憂目になった。衆僧達も還俗し諸職についたり、神社の社掌職に転換の者

もあつた。この時神慮引上げの意味か、藩命で社号が長尾神社に改称された。地方行政の整備改革も着々進み、当社地の高城郷も元の高崎郷に編成替えである。

明治十年三月二十一日西霧島社が、官幣大社霧島神宮に昇格した。翌月に当社は他の霧島社と共に、大社の撰社編入になり、当社は兼高崎郷鎮守社にもなった。これら主従的処遇を、政治権力で断行したもののという声があつた。

撰社になり、当社の十握の宝剣も本社預りの処置で、拒否の理由等聞き入れもなく、持去られた。しかし、神慮に背く行為のためか、両社共不詳の過事が頻発し、同神剣もいつのまにか当社に返戻されていたという事件があつた。社名変更後当社の神威も、著しく失墜の傾向で神徳靈験の発揚も、衰退をたどつた。宝物や古文書の散逸と神具の毀損も重なり、かつての修験僧達の参詣修行も皆無で、世人の信仰奉賛も低下の一途にあつた。

これらの課題に深く憂慮した奉賛の村当局や、神社関係者の熱烈な願望により、漸く明治三十年五月三十日に元の東霧島神社名に改称された。やがて宮崎県告示により、「神饌幣帛料供進すべき神社」に指定された。昭和十年十月二十二日付で、内務大臣発令で縣社に列せられた。

さて時代は遡るが、古代朝廷の祭政一致の施策が、普遍化するに従い神仏習合の思想も一般に定着したので、庶民達の信仰生活に潤いも出てきた。平安期までに、神社の創建も相ついでいる。その後、広域にわたる当社の鳥居も建立されていた。

当社北参道の第一鳥居は、当社から三里半の高崎前田の鳥井原に、建立されていた。東参道の第一鳥居は、高城石山鳥井原の地にあつて、

当社から二里の距離になる。西参道の鳥居は、大隅福山郷紫立(別古書には佳禮川とある)に建立されていた。南参道の第一鳥居は、大隅末吉南之郷檜原に、建立されていたと伝えられているが定かではない。

当社の祭神分霊を祭祀されたと、「古記」にある高原蒲牟田の霧島東神社は、当初高崎大牟田荒場の地に創建されたもので、延徳年間(一四八九—一四九二)に高原勧請になったと伝えられている。昭和五十年代に荒場の元社地跡に、祭祀遺物になる約一千年前の中国製の渡来陶磁器の白磁片や、八百年前の土師器片が出土採集された。

古来九州地方を中心に、当社祭神の分霊を各地の清浄地に勧請し、霧島神社の創建が旺盛になった。同地方で神社庁無登録社を含めると、百社以上の上ると思われるが、当社の末社に該当する。

中近世期には庶民達の、霧島信仰も次第に発展している。先ず第一の信仰は、前記第一鳥居の場合に、鳥居下から選擇し祈願することであり、別に年一—二回の当社参詣もする。

第二は霧島山に遥拝台地から祈願することで、古い集落地には必ずその場所があつた。村祈念で、霧島様に御幣を立て柴立所も、そうである。高城及び三股・中郷・山之口には向原の地名がある。

第三は石造祠を建立し、霧島神祭りをする。「霧島御宝前奉立華立」・「霧島御宝前奉立花立」・「霧島御宝前敬白」、笛水の寛政五年(一七九三)の「霧島祠」もそうである。

第四には霧島講がある。その年の当番が当日の朝、当社に祈願参詣し御幣を組員に配付する。息災の祈願もあり、直会では年長者より先に安座はできなかつた。高崎の樋渡や宮ヶ中では、現在も継続されている。

先ず霧島に畏敬の念を示し、霧島神社に祈願感謝の祈りをする事

である。近世期のこれらの祭礼講は、在家山伏達による指導も、多くあったことと思われる。関係地域の近世山伏家は、谷川の河野、割付の立本、栗巢の永友・柏木の川崎・田平の梅木・上勢西の成田・牟礼水の宮原、東の吉松、木下の鎌田、炭床の久保・笛水の藤田の各氏がある。

藩政期の東霧島村は、本藩直轄治領で高城郷管轄の飛び地であった。この村内に垂水領地三三一石余と、僅少石高の花山領地が介在していた。中世期以前は高崎郷の構成であり、高崎と高原郷が合併していた時代も一緒であった。近世期に志和池下水流村が高原郷内に、高原の広原村が野尻郷に、高崎の江平・笛水村が、紙屋・野尻郷内に飛び地制にしたのは、領民の徒党組防止策の藩制度とみる。「薩藩政要録」にある。安永七年（一七七八）の「三州御治世要覧」の東霧島村石高は、「高五百四拾石八斗九升三合七勺五才」寛文四年（一六六四）の「郡村高辻帳」では「高五百八十八石六斗三升六合」の石高であった。

— 当社寺年表 —

一、神話時代

- 1 国造りの地 那岐・那美二神
 - 2 神生みの地 右に同じ
 - 3 石屋戸神話 天照大御神
 - 4 天孫降臨後 宮居地 日向三代夫婦神
神日本磐余彦命
役人滞在地
- 二、青年期
- 三、大和朝廷初期
- 四、霧島神社及金剛仏作寺時代

- 1 霧島神社創建 第五代孝昭天皇御宇
- 2 熊襲征伐 天皇行幸の地
- 3 日向国司 縣主差遣
- 4 飛鳥末期から当社の神霊分祀で、各地に霧島社が建ち霧島信仰旺盛になる。
- 5 天安二年（八五八）十月廿二日霧島神授從四位下（神名式霧島神社）「三代實録」ありと「凶会」にある。
- 6 延長五年（九二七）十二月延喜式上聞
霧島神社（小）神名帳登載
- 7 天曆二年（九四八）性空上人が、当社再宮成功
- 8 応和三年（九六三）性空上人は天台宗霧島山金剛仏作寺錫杖院を開基し、当社の別当寺とした。寺扶持五百石。
- 9 文曆元年（一二三四）当社焼亡、高原狭野社神体と華林寺本尊
当社仮宮へ移遷。
- 10 南北朝鮮（二三三一—一三九一）鹿兒島八幡宮桑畑氏（神職）
が当社守護の任にあたる。
- 11 応永十三年（一四〇六）第八代島津久豊が、神領寄進し祈願した。
- 12 応永十六年（一四〇九）島津久豊十町寄進し武連長久等立願書寄進。
- 13 文正二年（一四六七）第十代島津立久当社造営や太刀寄進の寄進状と寄進。
- 14 延徳四年（一四九二）第十一代島津忠昌朱印状（島津家最古の朱印文書）
- 15 天文元年（一五三二）伊東氏庄内戦時寺領五百石消滅（貴久治

領十八歳

- 16 天文十二年(一五四三) 狭野社神体と華林寺本尊高原帰遷、貴久命で当寺上人九条袈裟と最澄自筆法華經一巻が住職舜恵と共に移される。
- 17 天文廿一年(一五五二) 都城領主第八代北郷忠相神領地寄進と寄進状
- 18 天正十六年(一五八八) 第十七代島津義弘、光明院(元穆佐光明院住職で当寺住職に移り真言宗寺に改基の僧)に送った祈念奉願書外二通。
- 19 文禄二年(一五九三) 第十六代島津義久は及瑜法印弟子性隆に書状託し、琉球中山王に宛た写書。
- 20 文禄三年(一五九四) 中山王から返書が義久宛に届いた写書。
- 21 慶長四年(一五九九) 庄内の乱発生、島津忠恒仏作寺を総軍の本陣とす。
- 22 慶長五年(一六〇〇) 第十八代島津家久当寺を真言宗寺とし及瑜法印を住職に、社名を東霧島山大権現宮に、知行式拾式石
- 23 慶長二十年(一六一五) 島津家久、大阪夏の陣出軍で当社に梵鐘を寄進。
- 24 寛永五年(一六二八) 当社炎上消失
- 25 寛永十四年(一六三七) 島津家久当社再宮で同年一月末完工。浜下御輿造宮し当社に寄進。
- 26 年次不明。第十九代島津光久は宝剣箱黒塗木香厨子と東霧島大権現宮自筆扁額を寄進。
- 27 寛文五年(一六六五) 島津光久は本地堂を建立寄進す。
- 28 元禄年中(一六八八―一七〇三) に別当寺院号勅詔院に改号名

札下賜

- 29 宝永五年(一七〇八) 東霧島廟火災宝物烏有なれり。
 - 30 延享四年(一七四六) 第二十一代島津吉貴病氣平癒立願状寄進。
 - 31 文化五年(一八〇八) 第二十六代島津齊宣詠歌短冊三枚寺社奉行所申渡
 - 32 右同関係書
 - 33 文化十四年(一八一七) 島津齊宣夫人蓮亭院詠歌短冊三枚寺社奉行所申渡。
 - 34 文政九年(一八二六) 蓮亭院金子三百疋奉納寺社奉行所申渡
 - 35 安政四年(一八五七) 第二十七代島津齊興が敬神奉祈願の願文書寄進
 - 36 安政五年(一八五八) 島津齊興が瓶子大小式双・香炉壺ツ寄進。
 - 37 右同年と想定の寺社方掛問合書で華瓶外類とある。
 - 38 安政六年と想定の参銭五百拾五文の受取書(三人の係郷士名あり)
- 五、近代期
- 1 明治元年神仏分離令あり、長尾神社改称命令で同神社名になる。
 - 2 明治二年八月廃仏毀釈命令で仏作寺取壊し、梵鐘・鰐口外仏具鹿兒島細工奉行所へ提出
 - 3 明治三年神社氏子調べ翌年氏子札発行
 - 4 明治十年三月二十一日官幣大社霧島神宮の摂社兼高崎郷社となる(四、二九)
 - 5 明治三十年七月二十二日東霧島神社に改称
 - 6 明治四十年 宮崎県から神饌幣帛料供進指定を受ける。
 - 7 昭和十年十月二十二日宮崎県社昇格

東霧島第4砂防ダム建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

平成6年3月

編集 宮崎県教育委員会
発行

〒880 宮崎市橋通東1丁目9-10